

平成25年度

第26回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成26年3月17日 (月)

開会13時00分 閉会15時47分

場 所 教育委員室

平成 2 5 年度
第 2 6 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第 1 号議案 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について
- 第 2 号議案 平成 2 6 年 4 月 1 日付け定期人事異動について
- 第 3 号議案 教職員の懲戒処分について
- 第 4 号議案 教職員の懲戒処分について
- 第 5 号議案 平成 2 6 年度大分県教育委員会の重点方針について
- 第 6 号議案 大分県立学校管理規則の一部改正について
- 第 7 号議案 大分県立高等学校学則の一部改正について
- 第 8 号議案 別杵・速見地域新設高校の設置学科等について
- 第 9 号議案 日田・玖珠地域新設高校の設置学科等について
- 第 10 号議案 大分県立高等学校第一次入学者選抜実施内容の一部変更について
- 第 11 号議案 第 3 次大分県子ども読書活動推進計画について

(2) 報 告

- ①美術品の取得について
- ②過去の地震・津波の記録に係る冊子の紹介について
- ③マレガ・プロジェクトに係る協力協定締結について

(3) 協 議

- ①教員採用選考試験の見直しについて
- ②大分県いじめ防止基本方針（案）について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	委員長 委員長職務代理者 委員 委員 委員 教育長	松 田 順 子 林 浩 昭 麻 生 益 直 岩 崎 哲 朗 首 藤 哲 照 美 野 中 照 信 孝
事務局	教育次長 教育次長 教育次長 教育改革・企画課長 教育人事課長 教育財務課長 福利課長 義務教育課長 生徒指導推進室長 特別支援教育課長 高校教育課長 社会教育課長 人権・同和教育課長 文化課長 体育保健課安全対策・管理監 先哲史料館館長 教育改革・企画課主幹 教育改革・企画課主査	河 野 盛 次 宮 脇 和 仁 別 木 達 彦 佐 野 壽 則 藤 本 哲 弘 竹 野 泰 弘 大 石 尚 志 後 藤 榮 一 江 藤 義 後 藤 みゆき 高 畑 一 郎 法 雲 淳 小 池 昭太郎 佐 藤 英 一 阿 部 辰 也 佐 藤 晃 洋 勝 尾 裕 美 釘 宮 隆 之

2 傍聴人

9 名

開会・点呼

(松田委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

それでは、ただいまから平成25年度第26回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(松田委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、麻生委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(松田委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。
会議の終了は15時50分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(松田委員長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第1号議案及び第2号議案、第3号議案、第4号議案、協議の①については人事に関する案件でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これらを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは第1号議案から第4号議案及び協議の①の5件は、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに非公開による議事を行い次に、公開による議事を行います。

関係者以外は、退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議 案】

第1号議案 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(松田委員長)

それでは、第1号議案「大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について」提案を求めます。

(説 明)

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質問、意見)

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第2号議案 平成26年4月1日付け定期人事異動について

(松田委員長)

第2号議案の審議に先立ち、同議案の記録及び会議録の扱いについて、はじめにお諮りします。

大分県教育委員会会議規則第15条第2項の規定では

「会議録中、議事に関する部分は、要領筆記によって記録するものとする。ただし、委員長は、委員の同意を得て、記録する必要のない事項については、これを除くことができる」となっております。

第2号議案の議事は、教職員の人事異動に関することですので、これを記録することは適当でないと考えます。従って、同条同項のただし書きを適用して、記録する必要のない事項としたいので、委員の同意を求めます。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手)

委員の同意を得ましたので、そのように取扱います。

ただ今から第2号議案の審議を始めますが、本議案の審議に必要な職員のみ在室を認めます。記録をする職員及びその他の職員は退出してください。

第3号議案 教職員の懲戒処分について

(松田委員長)

それでは、第3号議案「教職員の懲戒処分について」提案を求めます。

(説 明)

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑、意見等)

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第3号議案の承認について、お諮りいたします。第3号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第3号議案については、提案どおり承認します。

第4号議案 教職員の懲戒処分について

(松田委員長)

それでは、第4号議案「教職員の懲戒処分について」提案を求めます。

(説明)

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見なし)

それでは、ただ今、提案のありました第4号議案の承認について、お諮りいたします。第4号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第4号議案については、提案どおり承認します。

【協 議】

①教員採用選考試験の見直しについて

(松田委員長)

それでは、協議の①「教員採用選考試験の見直しについて」協議をします。

(説 明)

(松田委員長)

ただいま説明がありましたが、質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

今回の協議をふまえ、今後の準備を進めてほしいと思います。

では、10分程度休憩します。再開は、14:10です。

【議案】

第5号議案 平成26年度大分県教育委員会の重点方針について

(松田委員長)

それでは、第5号議案「平成26年度大分県教育委員会の重点方針について」提案を求めます。

(野中教育長)

第5号議案「大分県教育委員会の重点方針（平成26年度）の作成について」ご説明いたします。

第5号議案の1ページをご覧ください。

県教育委員会の教育行政及び教育指導において、平成26年度に特に重点的に取り組む事項や考え方を県民等に示すために「大分県教育委員会の重点方針（平成26年度）」を定めたいので提案するものです。

内容につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

(佐野教育改革・企画課長)

大分県教育委員会の重点方針についてご説明します。前回の教育委員会の協議でもご説明しましたが、来年度は、表裏の一枚紙で作成し、焦点化、重点化してございます。

お手元の資料をご覧ください。

まず、重点方針の表側ですが、「改革の徹底」といったことを掲げております。その中で、柱が3つございます。

一つ目の柱が「芯の通った学校組織の定着」であります。「芯の通った学校組織」につきましては、来年度が第3フェーズ、一つの区切りという年度にあたります。その中で中心課題、取組の徹底、といたしまして

①学校評価を活用した、学校の課題に直結した目標や取り組みの設定

と短期の改善

- ②教職員評価システムに基づく、全教職員への目標の徹底と個人目標への連鎖
- ③主要主任等の役割の一層の充実と主任手当の趣旨の徹底
- ④企画立案の場としての運営委員会の活用推進
- ⑤目標の共有による家庭や地域との協働

この五つを柱として、取組を進めていきたいと考えております。

二つ目の柱は、「学力・体力の向上」であります。これまでの各学校での取組の成果が確実に表れつつあります。この状況に止まることなく、子どもたちに達成感を感じさせながら、その力を一層伸ばしていきたいと考えております。「学力・体力向上」については、記載のとおりでございます。

三つ目の柱は、「グローバル人材の育成」であります。大分県から世界に通用する人材の育成の推進といたしまして、来年度、大分県グローバル人材育成推進会議の設置をした上で、グローバル人材の育成に向けた推進を図っていききたいと思っております。

裏側をご覧ください。

「各分野別重点項目」について、記載しております。

Iの教育の再生と県民の期待に応える教育行政の推進では、県教育委員会・市町村教育委員会・学校間の意思疎通の推進等を記載しております。

IIの子どもの挑戦や自己実現を支える学校教育の推進につきましては、小・中学校におけるネットワークによる授業改善等を通じた組織的な学力向上の推進等を記載しております。

IIIの子どもの安全・安心の確保につきましては、いじめ防止対策推進法によるいじめ対策の強化等を記載しております。

IVの生涯学習と文化・スポーツの振興に関しましては、学習成果を学校支援や地域活動の場で活用し「地域力」を支える人材の育成等について記載しております。

Vの教育基盤の整備では、広域人事異動等を通じた人材育成と教職員の意識改革等について、記載しております。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(麻生委員)

グローバル人材育成についてですが、「大分県グローバル人材育成推進会議（仮称）」の（仮称）はとれないですか。

(佐野教育改革・企画課長)

来年度に入っすぐ、4月あるいは5月には会議の設置について確定をしたいと考えております。名称としては、おそらくこの名称になるのではないかと考えていますが、設置要綱等作成するとともに教育委員会にご報告することも必要かと考えており、今の段階では仮称とさせていただきます。

(麻生委員)

『大分県グローバル人材育成推進会議』設置予定」とか、もう少し強く表現をした方がよいのではないかとと思いますが、どうでしょうか。

(佐野教育改革・企画課長)

強めに書くことも含め、検討し、修正できればと思います。

(麻生委員)

期待しています。

(林職務代理者)

裏側の「子どもの安心・安全確保」に、「学校内外における事故防止のための安全点検の徹底と安全指導の充実」を加えたことは大変良いことだと思いますが、4つ目の○の「非構造部材の耐震対策も含めた学校施設の耐震化、老朽化対策及び防災機能強化の推進」に関連した質問として、先日の地震の被害状況はいかがでしたか。

(竹野教育財務課長)

先日の地震の被害状況ですが、国東高校で体育館のボルト、留め金の落下や温室のガラスが割れた等の報告が入っております。また、別府青山高校では、階段の踊り場の手すりに亀裂が入った、佐伯鶴城高校の体育館の床が若干沈んでいるなどの報告が入っております。被害の程度としては今回は震度5弱でありましたが、あまり大きな被害の連絡は、入っておりません。

耐震化の状況については、ご案内のとおり、校舎については耐震化が済んでおります。国東高校は、来年度体育館の天井の改修等を行う計画にしており、体育館の釣り天井やバスケットゴールなどの非構造部材の耐震化を行うよう進めております。耐震化の済んでいる建物自体は、今回大きな被害はありませんでした。

(林職務代理者)

今回の地震を教訓にして、防災機能強化をさらに推進してほしいと思

います。

(松田委員長)

Ⅳの「生涯学習と文化・スポーツの振興」の4つ目の○に「競技力向上に向けた選手の育成・強化と指導者の養成」とありますが、2020年開催のオリンピックに向けての取組みなど、もう少し具体的な内容が加えられないですか。

(佐野教育改革・企画課長)

オリンピックという文言を入れるか、具体的な取組を入れるか検討し、修正をしたいと思います。

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第5号議案の承認について、お諮りいたします。第5号議案について、先ほどの意見を踏まえて検討していただく箇所もありますが、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第5号議案については、一部修正を考えて承認します。

第6号議案 大分県立学校管理規則の一部改正について

(松田委員長)

それでは、第6号議案「大分県立学校管理規則の一部改正について」提案を求めます。

(野中教育長)

第6号議案「大分県立学校管理規則の一部改正について」ご説明いたします。

第6号議案の1ページをご覧ください。

平成25年11月29日付けの学校教育法施行規則の一部改正を受け、本県の県立学校において土曜日等に授業が行えるようにするために、大分県立学校管理規則の一部改正を行うものであります。

内容につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

(高畑高校教育課長)

4ページの「県立学校における土曜日等授業の実施に係る大分県立学校管理規則の一部改正について」をご覧ください。

1の「土曜日等授業に係るこれまでの経緯（概要）」と、2の「土曜日等授業についての基本的な考え方」につきましては、以前ご説明させていただきましたとおりです。

次に3の「土曜日等授業の実施に係る大分県立学校管理規則の一部改正（要旨）」をご覧ください。

平成25年11月29日に学校教育法施行規則の一部が改正されたことにより、公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることが明確になりました。

現行の大分県立学校管理規則では、土曜日等において教育課程内の学校教育活動を行う場合は、児童生徒の代休日を設定し、実施日・実施内容・代休日等について、校長はあらかじめ教育委員会に届け出るようになっていました。

大分県立学校管理規則を一部改正することで、校長が、教育上必要と認める場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、土曜日等において、児童生徒の代休日を設けることなく、教育課程内の学校教育活動を行うことができるようにするものです。

改正後の管理規則の施行日は、平成26年4月1日です。

前回も申しましたが、「土曜日等授業」の実施にあたりましては、

- ①教育課程外の教育活動を行う時間の確保
- ②部活動の時間の確保
- ③生徒の心身の負担軽減への配慮
- ④教職員の勤務体制の整備

などの留意点がございます。これらの留意点に対して、各学校のミッションや生徒の実情により対応が異なることから、全校一律に「土曜日等授業」を実施するのではなく、各学校の校長が教育上必要と認める場合において、県教育委員会の承認を得て、実施するという形を基本としたいと考えております。

最後に、5の「土曜日等授業に係る今後の方向性」についてですが、次の5ページの「県立学校における『土曜日等授業』実施ガイドライン」をもとにして、平成26年度から希望する学校には土曜日等授業を実施してもらうことを考えております。

なお、このガイドラインは、平成27年度以降につきましては、26年度実施校における成果と課題を踏まえて、改定する予定です。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見なし)

それでは、ただ今、提案のありました第6号議案の承認について、お諮りいたします。第6号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第6号議案については、提案どおり承認します。

第7号議案 大分県立高等学校学則の一部改正について

(松田委員長)

それでは、第7号議案「大分県立高等学校学則の一部改正について」提案を求めます。

(野中教育長)

第7号議案「大分県立高等学校学則の一部改正について」ご説明いたします。

第7号議案の1ページ及び2ページをご覧ください。

平成20年8月に策定した「高校改革推進計画 後期再編整備計画」に基づいて、県立臼杵商業高等学校、県立野津高等学校及び県立津久見高等学校並びに県立佐伯鶴岡高等学校の食品流通科を、平成26年3月31日をもって廃止するものです。

県立臼杵商業高等学校、県立野津高等学校及び県立津久見高等学校に関しましては、平成25年県議会第4回定例会において、大分県立高等学校の設置に関する条例の一部を改正する議案が既に可決されており、また、県立佐伯鶴岡高等学校の食品流通科に関しましては、平成24年度公立高等学校入学定員策定において、既に生徒募集を停止していることから、規定の整備をする必要があり、大分県立高等学校学則の別表の一部改正を提案するものです。

さらに、平成26年度公立高等学校入学定員策定に基づく高等学校の学科改編により、県立国東高等学校のメカトロニクス科及び情報システム工学科を電子工業科に、県立玖珠農業高等学校の生物生産科及び食品化学科を地域産業科にそれぞれ改編して設置することから、同じく、大分県立高等学校学則の別表の一部改正を提案するものです。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

国東高校は、メカトロニクス科と情報システム科が無くなり、電子工業科になるという解釈でよろしいですか。

(高畑高校教育課長)

国東高校には、今年度入試から電子工業科を新設しました。その関係で、6頁の(3)にあるように、メカトロニクス科と情報システム科を統合した形で電子工業科を新設したので、今回、学則の改正が必要となりました。

(林職務代理者)

しばらくは3つの科が共存し、最後は電子工業科に統合されるのですか。

(高畑高校教育課長)

そうです。

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第7号議案の承認について、お諮りいたします。第7号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第7号議案については、提案どおり承認します。

第8号議案 別杵・速見地域新設高校の設置学科等について

(松田委員長)

それでは、第8号議案「別杵・速見地域新設高校の設置学科等について」提案を求めます。

(野中教育長)

第8号議案「別杵・速見地域(別府市)新設高等学校の設置学科等について」ご説明いたします。

第8号議案の1ページ及び2ページをご覧ください。

新設校の設置は、県議会での議決を経て、「大分県立学校の設置に関

する条例」が一部改正されることにより正式に決定されますが、設置学科・学級数については生徒募集や中学生の進路指導上、早期に周知する必要がありますので、あらかじめご審議をお願いするものです。

平成20年8月に策定した「高校改革推進計画 後期再編整備計画」におきまして、平成27年度に別府青山高等学校、別府羽室台高等学校及び別府商業高等学校の3校を発展的に統合して、現別府青山高校と、別府商業高校の校地の一部に新設校を設置することとしております。

新設校の設置学科と学級数については、「普通科」を4学級、「商業科」を3学級、「グローバルコミュニケーション科」を1学級の計8学級とすることを提案いたします。

内容につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

(高畑高校教育課長)

資料の左にありますように、新設高校は、別府青山高校、別府羽室台高校、別府商業高校の3校を発展的に統合して設置します。別杵・速見地域新設高校は、「後期再編整備計画」で単位制高校になるようになっており、単位制高校は、生徒は学校が決めた卒業に必要な単位を修得すれば、卒業ができるようになっています。また、生徒は自分の進路目標や興味・関心に応じて科目選択しますので、学校は多くの選択科目を設定するようになります。

この新設高校の設置学科につきましてご説明します。

普通科は4学級で、先ほど述べました単位制の特長を活かして、生徒の進路目標や能力・適性に応じた学習を進めて参ります。

商業科は3学級で、資格取得や体験的・実践的学習に取り組みながら、地域経済の発展に貢献する人材の育成に取り組みます。なお、学科名を商業科としていますが、これは単位制を導入することで、生徒は自分の興味・関心、進路目標等に応じた科目選択ができ、その中でこれまでの別府商業高校の会計科、情報処理科の両方の学習内容を履修することができるようになるため、小学科に分ける必要がなくなり、ひと括りに商業科としています。

また、グローバルコミュニケーション科は1学級ですが、ここでは英語を中心とした語学力に加え、コミュニケーション能力を育成し、グローバル人材として必要な能力と態度を身につけさせたいと考えています。

資料の右には、それぞれの学科が目指す進路をお示ししています。

平成27年4月の開校に備え、来年度の4月から別府青山高校内に新設高校開校準備室を設けるようにしています。なお、新設高校の設置につきましては、今年の第3回定例会で設置条例の一部改正案を上程する予定にしており、可決されたならば10月1日から設置されるようにな

ります。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(麻生委員)

別府青山高校と別府羽室台高校を合わせて普通科6学級だったものが、普通科4学級になりますが、不安感は特にはないですか。

(高畑高校教育課長)

現状では普通科が4学級と2学級ですが、計画では、新設校は普通科が4学級で、同じ普通科の別府鶴見丘高校を8学級程度としています。商業科は3学級を引き続き確保します。

(林職務代理者)

3頁の右の上に選択科目がありますが、グローバルコミュニケーション学科は新しい学科で、「ディベート」「APUトップセミナー」「グローバル現代社会」などの科目が設定されていますが、具体的な授業内容や指導者の検討は進んでいますか。

(高畑高校教育課長)

「グローバル現代社会」などは、学校が独自に設定する「学校設定科目」です。大枠は3校協議会の中で話をしていますが、詳細は開校準備室ができてから詰めていきます。

(林職務代理者)

グローバルコミュニケーション学科は新しい学科で、前例は少ないと思いますが、グローバル人材育成の最先端の学科になるように、様々な方面と協議し、面白い学科を作りたいと思います。

(高畑高校教育課長)

別府羽室台高校の外国語科は、文部科学省の指定研究を受け、外国語教育を中心にグローバル化に向けた人材育成について、APUとも連携しながら、この数年間研究を深めています。その成果を、新設の学科に活かしていきたいと思っています。

(松田委員長)

普通科、商業科と「カタカナ」のグローバルコミュニケーション科が

ありますが、「国際コミュニケーション科」とか「国際学科」のような「漢字」を用いた学科名の方が詳しくわかるのではないのでしょうか。横文字にした理由は何かあるのですか。

(高畑高校教育課長)

「国際」をつける名称も一時検討はしましたが、今まで、大分東高校に「国際コミュニケーション科」があり、今のグローバル化に対応した新しい学科の名称ということで、「グローバル」という言葉を使いつつ、別府羽室台高校で実践しているコミュニケーション能力を高める教育内容を表す学科にするようにしました。最初に「カタカナ」ありきではないです。

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第8号議案の承認について、お諮りいたします。第8号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第8号議案については、提案どおり承認します。

第9号議案 日田・玖珠地域新設高校の設置学科等について

(松田委員長)

それでは、第9号議案「日田・玖珠地域新設高校の設置学科等について」提案を求めます。

(野中教育長)

第9号議案「日田・玖珠地域（玖珠町）新設高等学校の設置学科等について」ご説明いたします。

第9号議案の1ページ及び2ページをご覧ください。

第8号議案と同じく新設校の設置は、県議会での議決を経て、「大分県立学校の設置に関する条例」が一部改正されることにより正式に決定されますが、設置学科・学級数については生徒募集や中学生の進路指導上、早期に周知する必要がありますので、あらかじめご審議をお願いするものです。

平成20年8月に策定した「高校改革推進計画 後期再編整備計画」におきまして、平成27年度に玖珠農業高等学校、森高等学校の2校を発展的に統合して、現玖珠農業高校を校地とする新設校を設置することとしております。

新設校の設置学科と学級数については、「普通科」を3学級、「地域産業科」を1学級、計4学級とすることを提案いたします。

内容につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

(高畑高校教育課長)

先ほどと同じく、左側には、統合前の森高校、玖珠農業高校の各学科と学級数をお示ししています。

新設高校は普通科と地域産業科の2学科からなる総合選択制高校になります。

学級数につきましては、「後期再編整備計画」では普通科を4学級程度、農業系学科を1学級程度としていましたが、この地域の中学校卒業生数の減少などを勘案し、普通科を3学級としたいと考えています。

学科概要については、普通科は幅広い進路希望に対応するための進路希望に応じたコースを設置します。

地域産業科は野菜・畜産・食品製造の専門的な学習と併せて、経営や流通に関する学習を行い、地域産業に貢献する人材の育成を行って参ります。

右側には、新設高校の目指す進路を学科ごとにお示ししています。

この新設高校も平成27年4月の開校に備え、来年度の4月から玖珠農業高校内に新設高校開校準備室を設けるようにしています。なお、新設高校の設置につきましては、今年の第3回定例会で設置条例の一部改正案を上程する予定にしており、可決されたならば10月1日から設置されるようになります。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

地域産業科がありますが、既存の農業関係施設に加えて、新設に伴う新しい施設・設備の充実は考えていますか。

(竹野教育財務課長)

基本的に既存の施設をそのまま使うこととしており、農業関係施設を新たに作ることは今のところ考えていません。

(林職務代理者)

地域の要望も聞きながら、どのような「地域産業科」にしていくのか、

いろいろな意見・要望を聞いて進めて下さい。

(麻生委員)

関連して、地域産業科だけではなく、学校全体の施設についての説明もお願いします。

(竹野教育財務課長)

新設校については、校地のグラウンドが大変狭いので、隣接地を購入しグラウンド整備を実施します。また、体育館が2階建てで1階部分が柔剣道場となっており狭いため、第2体育館を検討しています。現在、グラウンドの端にある農機具庫等老朽化した施設を解体し、新しく体育館を建てるようにしています。その他、クラス数が増えるので、それに伴う校舎の改修や、少し離れた場所にある第2グラウンドにテニスコートを整備するなど、部活動や学習に必要な整備を進めています。

(松田委員長)

新設校で予定している部活動を見ると、グラウンド等かなりの施設設備が必要なので、よろしくお願いします。

それでは、ただ今、提案のありました第9号議案の承認について、お諮りいたします。第9号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第9号議案については、提案どおり承認します。

第10号議案 大分県立高等学校第一次入学者選抜実施内容の一部変更について

(松田委員長)

それでは、第10号議案「大分県立高等学校第一次入学者選抜実施内容の一部変更について」提案を求めます。

(野中教育長)

第10号議案「大分県立高等学校第一次入学者選抜実施内容の一部変更について」ご説明いたします。

第10号議案の2ページをご覧ください。

大分県立高等学校第一次入学者選抜において、平成27年度から、出題方針、配点、検査時間とそれに伴う検査日程を変更することを提案するものです。

内容につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

(高畑高校教育課長)

議案書の2ページをお願いします。

第一次入学者選抜の変更内容につきましては、先ほどありましたが、出題方針、配点、検査時間とそれに伴う検査日程の4点であります。

その下に四角で2つ囲んでおりますが、上の方が変更後の平成27年度からの実施内容であります。

出題方針を、ア、イにありますように一部変更したいと考えております。

また、各教科の配点は60点満点に、検査時間は50分としたいと考えております。検査日程は、各教科5分延長することで全体が25分下がり、15時40分終了となります。

下の四角にありますのが、これまでの実施内容であります。

変更の理由ですが、まず、1つ目として、中学校では、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成を重視した学習指導要領に基づき、教育活動が行われているということでもあります。

2つ目に、第一次入学者選抜における学力検査は、中学校における基礎的・基本的事項の学習の成果をみるとともに、高等学校の学習を進める上でも必要な力である思考力、判断力、表現力を問うものであるということでもあります。

3つ目に、生徒がしっかり思考を深める時間を確保するためには、十分な検査時間が必要であるからであります。

以上のような理由から、検査問題数は現行を大きく変えないものとし、時間をかけて考えたり表現したりする問題や段階を追って解答を導き出す問題などを今まで以上に出題していきたいと考えております。また、思考力、判断力、表現力を問う内容の配点を高くするなどの工夫も、併せて行っていきたいと考えております。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

問題の具体例は一緒に発表するのですか。

(高畑高校教育課長)

特にその点については考えていません。3月12日の教育委員会会議の際にお示しした新聞報道の中学校教員の評にもありましたように現状の入試問題においても思考力や表現力をみる問題が出題されています。それを参考にさせていただきたいと思います。

また、一層、問題の質を高めて、しっかりその能力をみていこうと考えています。

(林職務代理者)

特に1年目は前年と問題の傾向が大きく変わってしまうと中学校側が戸惑う部分もあると思うので、配慮が必要です。

(高畑高校教育課長)

現状においても、思考力・判断力・表現力をみるような出題を心がけています。その意味では大きく出題が変わることにはならないです。不安を抱かせないような説明に努めたいです。

(首藤委員)

今年の入試問題を見ても、記述がかなり増えています。昨年度入試のことを調べると、記述の設問について無解答が増えてきているようです。入試の要項を変更する際に、記述を重視した配点であるとかも併せて謳っていくべきではないでしょうか。表現力を強化する意味で入試問題を変えるとといったことを打ち出していないと、無解答が増えるばかりで変えた意図が伝わらないのではないのでしょうか。

(高畑高校教育課長)

出題方針の中で、思考力・判断力・表現力を十分みることができるようにするとしたのは、そういう意図があります。実際、今このように重視されている学力をどのように高校入試でみていくのかということによってこういった改善をしています。そのあたりを十分配慮しつつ、実施に努めたいです。

(岩崎委員)

今年度の入試問題を見てみると現在の問題でも思考力・判断力・表現力をしっかり問うています。

そういう意味で時間が45分から50分になるのは受験生にとってはよいことであるが、中学の先生方が今回の試験問題が変わることに不安を持つのではないですか。その点について県教委の考え方を中学校の方に何らかの形で説明する場が設けられるのですか。

(高畑高校教育課長)

市町村教育委員会を通じて各中学校に内容を周知したいです。また、教育事務所にもしっかり内容を伝え、学校指導の際にその趣旨を伝えてもらうようにします。

さらに実施要項が定まった後の管内ごとの説明会など様々な機会を通じて説明と周知に努めたいです。

(松田委員長)

中学校の教員だけでなく、保護者にも説明する機会があれば、不安を与えないよう配慮をお願いします。

それでは、ただ今、提案のありました第10号議案の承認について、お諮りいたします。第10号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第10号議案については、提案どおり承認します。

第11号議案 第3次大分県子ども読書活動推進計画について

(松田委員長)

それでは、第11号議案「大分県立高等学校第一次入学者選抜実施内容の一部変更について」提案を求めます。

(野中教育長)

第11号議案「第3次大分県子ども読書活動推進計画案について」ご説明いたします。

第11号議案の1ページをご覧ください。

本議案は、平成25年度をもって「第2次大分県子ども読書活動推進計画」の実施が終了することに伴い、本県の子どもの読書活動を更に充実させるための「第3次大分県子ども読書活動推進計画」を定める必要があることから、提案するものであります。

内容につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

(法雲社会教育課長)

第3次大分県子ども読書活動推進計画案について提案いたします。

計画の内容につきましては、お配りしております資料「第3次大分県子ども読書活動推進計画(案)の概要」で、前回3月4日の教育委員会協議でご説明しましたとおりでありますので本日は割愛させていただきます。

ます。前回からの本文の変更点はございません。本日ご意見をいただき、最終的に反映するというので、「第3次大分県子ども読書活動推進計画」のご決定をいただきたいと考えております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見なし)

それでは、ただ今、提案のありました第11号議案の承認について、お諮りいたします。第11号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第11号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

①美術品の取得について

(松田委員長)

それでは、報告第1号「美術品の取得について」報告をしてください。

(佐藤文化課長)

説明資料の1ページをご覧ください。美術品の取得について、説明します。

資料Ⅲの(4)をご覧ください。先の文教警察委員会において、南海コレクションの購入に係る3月補正予算についてご審議頂き、3月6日の本会議において議決され、2億円の美術品取得基金の積み増しを行うことができました。誠にありがとうございます。

引き続き、3月10日に、このコレクション50作品を取得するため、大分県県有財産条例第2条の規定により、提案をいたしました。

取得予定額は、作品の評価額3億9,908万円から、芸術会館に寄託された期間の管理経費9,995万円を差し引いた、2億9,913

万円であります。

以上、報告申し上げます。

(松田委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(岩崎委員)

管理経費はとるようになっていきますか。

(佐藤文化課長)

原則無料となっております。

(岩崎委員)

今回管理経費はどうしていますか。

(佐藤文化課長)

県の財政状況が厳しい中、管理経費相当分の値引きをお願いしました。

②過去の地震・津波の記録に係る冊子の紹介について

(松田委員長)

それでは、報告第2号「過去の地震・津波の記録に係る冊子の紹介について」報告をしてください。

(佐藤先哲史料館館長)

お手元の冊子「おおいたの地震と津波－歴史が鳴らす警鐘－」をご覧ください。

平成23年3月11日に起こった東日本大震災では、地震・津波によって多くの生命や財産など、大きな被害が出ました。大分県においても、大津波をともなった大きな地震が何度となく起こっています。江戸時代に限定しても、慶長元年(1596)、宝永4年(1707)、安政元年(1854)の3度、大きな地震が発生しています。

そこで、このような地震やその被害状況の「生き証人」とも言うべき遺された記録史料を拾い集めて今一度検証し、今後起こりうる災害に対していかに備えるべきかを考える一つの素材としてもらうために、今回、過去の地震・津波の記録に係る冊子「おおいたの地震と津波－歴史が鳴らす警鐘－」を作成し、併せて史料やパネルの展示会を県内を巡回して開催しております。

この冊子の表紙をご覧ください。

江戸時代の記録の検証を踏まえて、わかりきったことではありますが、

この冊子で強調したいことは、3点です。

一点目は、「地震に備えて」、経験に学び、防災体制を整えることです。宝永4年の地震・津波を経験した佐伯藩では、津波が来た場合の情報伝達の方法を決め、城門を開いて高台に領民を避難させることも決めていたようです。また、新たに堤防を築いて津波に備えました。

二点目は、「地震が来たら」、津波情報を伝達すること、安全な場所へ避難することです。津波が来ることを人々に知らせるために、佐伯藩では大筒（大砲）を打ち、臼杵藩では太鼓を打ち鳴らしました。また、津波が城下に押し寄せた時、佐伯藩では領民に山に登るように命令し、高台にある城に避難することも許可しました。

三点目は、一点目の裏返しになりますが、「未来に伝える」ことです。藩や村の記録に遺された津波の到達点や被害状況は、私たちの安全のための大切な情報となっています。まさに「歴史が鳴らす警鐘」です。

写真の「大地震・大津波の碑」は佐伯市米水津の養福寺に立てられています。冊子の4ページをお開きください。下に写真が2枚ありますが、右の写真は、佐伯市米水津の浦代浦の遠景です。中央の高台にあるのが、養福寺です。養福寺は、宝永4年の津波が石段を二段残す高さまで押し寄せたと記録されています。約11.5メートルになります。その高さを写真に津波到達点として青色で色づけしています。このようなことも、当時の記録があるからこそ、わかることです。

以上のような観点に立って編集したこの冊子は、津波の状況を3回の地震毎に地域別にまとめています。津波の記録と解説文、現代語訳を掲載していますが、まずは、緑色の下地がついた部分を見ていただければと思います。

この冊子は、巡回展に際して、県民の皆様にお持ち帰りいただくようにしております。また、学校にも数冊ずつ配布させていただき活用いただくとともに、先哲史料館の出前授業の際にも活用していきたいと考えています。そして、今後、この冊子をはじめ史料等をホームページにアップし、多くの方々が活用できるように取り組んでいきたいと考えています。

以上、過去の地震・津波の記録に係る冊子についての報告とさせていただきます。

(松田委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(林職務代理者)

とてもよい資料だとおもいます。内容をどのようにお知らせしていきますか。

(佐藤先哲史料館館長)

ホームページを利用したり、学校への配布及び館内でのパネルでの展示及び配布などの方法で周知していこうとおもっています。

(林職務代理者)

先哲史料館の役割は大きなものがあるとおもいます。今後この報告のような研究を行うことが職員の励みとなるのではないですか。

(佐藤先哲史料館館長)

ありがとうございます。今回のような研究を職員の励みとしていきます。

③マレガ・プロジェクトに係る協力協定締結について

(松田委員長)

それでは、報告第3号「マレガ・プロジェクトに係る協力協定締結について」報告をしてください。

(佐藤先哲史料館館長)

バチカン図書館に所蔵されているマリオ・マレガ氏の収集した史料群の調査協力の協定締結について、報告いたします。

マリオ・マレガ氏はイタリア人神父で、昭和4年に来日して、布教活動とともに、大分県内で「豊後キリシタン関係史料」を調査し、収集した史料群をバチカンに送ったのですが、その後の所在がわからなくなっていました。この史料群が、バチカン図書館に所蔵されていることが判明し、1万点以上の史料群と推定されています。

資料の写真にありますように、防虫措置をほどこして21袋に収納されています。束ねられた資料が丸められていたり、箱詰めされたりしています。一つを開くと、一番下の写真のような切支丹類族の死亡届がありました。

資料の3をご覧ください。この史料群の大半はこれまで公開されていません。これほどの規模の切支丹関係史料群は国内でも確認されていません。この史料群を調査することは、日本切支丹研究は勿論、世界のキリスト教研究、日欧交流史など多くの分野の研究に資すると考えられます。そして、大分県に残る古文書・遺跡とともに研究することで、江戸時代の大分県の人々の生活をより具体化でき、県民の皆様が郷土の歴史や文化に興味・関心を抱くきっかけになればと思っています。

このような史料群を国文学研究資料館が中心となって国際調査することになり、先哲史料館も参加する方向で協議して参りました。

1をご覧ください。国家間の協定は、国文学研究資料館が含まれる人

間文化研究機構とバチカン図書館の間に、25年11月26日付けで結ばれました。これを受けて、国内の協定として、大分県教育委員会と人間文化研究機構との間に、平成26年2月18日付けで、平成32年3月31日までの協力協定が締結されました。

2にありますように、この協定による先哲史料館の役割は、(1)バチカン図書館の調査に参加し、目録作成等を行うこと、(2)県内の関連調査をすること、(3)バチカン図書館職員等の研究者による県内調査を受け入れること、(4)は予定ですが最終年度に国際シンポジウムを大分県で開催することです。

そして、4にありますように、プロジェクト終了後には、(1)史料のデジタルデータの所持や(2)閲覧室での公開を含む研究及び教育的な利用が、先哲史料館に認められると協定に明記されています。

このような調査協力の協定が締結され、今後、本格的な調査に参加することになります。以上、マレガ・プロジェクトに係る協力協定締結についての報告とさせていただきます。

(松田委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(林職務代理者)

さっきと同じように先哲史料館の役割は大きいです。国立の研究機関と同等に研究できるとおもいますが、どのようにこの研究に関わってきますか。

(佐藤先哲史料館館長)

まず目録づくりからはじめていきます。

(林職務代理者)

大分県の職員が関わって文献を是非書いてほしいです。

(佐藤先哲史料館館長)

わかりました。努力します。

(岩崎委員)

マリオ・マレガ氏はいつ帰国したのですか。

(佐藤先哲史料館館長)

大戦中イタリアに資料を送りましたが、バチカン帰国は戦後です。

(岩崎委員)

古いキリシタン関係の資料調査を行っていますか。

(佐藤先哲史料館館長)

現在までもキリシタン関係の資料調査を行ってきたところですが、今回のマレガ・プロジェクトのこともあわせて行っていきます。

(岩崎委員)

戦火を免れたので調査も可能となりました。この機会を利用して調査してください。

(松田委員長)

継続して県民のために調査して行ってください。

【協 議】

②大分県いじめ防止基本方針（案）について

(松田委員長)

それでは、協議の②「大分県いじめ防止基本方針（案）について」協議をします。

(江藤生徒指導推進室長)

〈説明概要〉

- ・ 現在策定中の「大分県いじめ防止基本方針」の案について。
(県立学校と私立学校が対象。内容はいじめの定義や法制の意義、いじめ防止等の対策、関係機関との連携、重大事案への対処等)
- ・ 今後の予定
(パブリックコメントを実施。4月中旬に公表する予定)

(松田委員長)

ただいま説明がありましたが、質疑・意見等のある方はお願いします。

(麻生委員)

市町村への対応は、どうなっているのですか。

県教委から市町村に力強く指示できるものにはならないのですか。

方針がよく理解されるように、県の重点方針のようにワンペーパーでまとめたものを作ってはどうか。

(江藤生徒指導推進室長)

いじめ防止対策推進法で市町村も国や県の方針を参酌して作成する(努力義務)ようになっています。現在、各市町村で作成に取り組んでいるところです。

本年度いじめ防止のマニュアルを作っていますので、それを活用していきます。

(林職務代理者)

この方針は教育委員会の制度の変更との兼ね合いがあるのですか。

(佐野教育改革・企画課長)

今回の方針は、現行の教育委員会制度の中で、いじめ防止対策推進法、国のいじめ防止基本方針に則って作成しているものです。

(岩崎委員)

ネットを通じたいじめの対処はこの方針の中にあるのですか。

(江藤生徒指導推進室長)

P16にネットいじめ等にも対処の仕方等を記載しています。

(松田委員長)

それでは、この方向で宜しくお願いします。

以上で本日予定されていた議事は終了ですが、教育委員の皆さん、または事務局でその他、何かございませんか。

【その他】

①佐伯市立木立小学校 生徒転落事故について

(阿部体育保健課安全対策・管理監)

3月10日に佐伯市立木立小学校で児童の転落事故が発生しました。放課後、5年生の児童2人が体育館の屋上に上って遊んでいて、約8.5メートル下の地面に転落したものです。転落後、ドクターヘリで大分大学付属病院に搬送されています。

資料の1ページが体育館を北側から見た立面図です。中央やや右側に

矢印が斜めに入っていますが、この位置から転落したものです。屋上に登った方法ですが、立面図の左側にはしごがあり、このはしごを使い2階部分のスペースに上がり、さらにはしごを使い屋根部分まで達したということでございます。次に、写真③をご覧ください。このはしごを使い屋上に登っております。写真④は屋上のメンテナンス用通路です。奥のほうに人物が小さく写っていますが、ここが転落した場所です。通路の先まで行き、広い部分で遊んでいて誤って転落したものです。写真⑤をご覧ください。職員が下を覗き込んでいますがここから転落しました。写真⑥は転落した場所を職員が下から見上げている様子です。以上が事故の概要です。

次に、事故後の対応ですが、学校は、直ちに当該箇所にはしごの危険表示と校内安全点検を行いました。翌日、全校集会を開くとともに保護者向けの文書を発出しました。また、本日、はしごを3段カットしたとのことです。これにより、はしごの高さが1.5メートルから2.5メートルとなり子どもが掴まることはできなくなります。3月19日には保護者会を開く予定とのことです。

市教委は、市内の全小中学校の安全点検を実施し、危険箇所の見直しを行っています。また、本日、校長会を開催し安全点検等の徹底を図ります。

県教委は、事故翌日の11日に市教委、教育事務所とともに学校に入り、事故現場を視察し学校側と協議をしてきました。その結果、学校は児童への安全指導はしてはいたが、結果として指導が不十分であったといわざるを得ないこと、「危険!」、「登るな!」等の危険表示がなかったこと、また、今回の事故に特徴的なこととして、職員は月に1度の安全点検を行っているが、老朽化や破損箇所の有無についての観点から点検しており、施設の構造的な危険に対する認識がなかったことなどがわかりました。そのため、明日、臨時の教育事務所長会議を開き、安全確保に向けた点検の実施について周知するとともに、あわせて市町村教育長あての文書を発出する予定です。児童の現在の容態ですが、背骨、踵、右肩の骨にひびが入っています。現在、大分医大病院に入院中ですが、月末ないしは翌月初めには佐伯市内の病院に転院してリハビリを行う予定であり、入院期間は1ヶ月～2ヶ月程度とのことです。

(松田委員長)

質疑等ありますか。

(岩崎委員)

学校現場の危険性に対する安全配慮義務を考える時、危険性はたくさんあり、それをどこまで改善するかは大変難しいことと思う。危険箇所のチェックは毎年必ず行っているが、今回ののはしごの構造的な危険性に

については盲点になっていたという指摘がありました。このことは過去の報告ではまったく上がっていなかったのですか。

(阿部体育保健課安全対策・管理監)

学校は、毎月、点検表に基づき点検を行っており点検表も見ましたが、「体育館周辺に危険なものはないか」という項目については、「危険なし」と報告されています。

(林委員)

以前、天窓から子どもが転落したという事故がありました。高いところに登ることがよくないということでしたが、その当時、今回の場所は指摘されることはなかったのでしょうか。

(阿部体育保健課安全対策・管理監)

木立小学校では、そもそも体育館周辺に行かないよう指導していたということです。また、放課後はすぐに下校するよう指導もしていたということですが、結果としてこのような事故が起こってしまったということです。

(松田委員長)

下校してもまた学校に遊びにきますよね。昔はよく学校で遊んでいました。ところで、幼稚園ではヒヤリ・ハットマークというものを使い、園内の階段など危険箇所についてのマップを作り4月の入園の際に保護者に説明しています。学校に転勤してきた先生にとっても危険箇所マップがあればわかりやすいと思います。学校内の危険箇所を全教職員が把握しておくことが大変重要ではないでしょうか。

(阿部体育保健課安全対策・管理監)

今回の事故を受けて、登っているのを見たことがあるかと調査を子どもたちにしたところ、見たことがあるという答えがありました。一方、先生方はどうかという見たことがあるという方はいませんでした。また、地域の方からも見たことがあるという情報も入っております。委員長がお話されましたように、危険性について教職員が情報共有することは大変重要であり、また、子ども、地域からそのような情報が入ってくるような仕組みをつくることも大切であると考えています。

(松田委員長)

二度と同じようなことが起こらないよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

(松田委員長)

他に何かございませんか。

ないようですので、これで平成25年度第26回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

第五号議案

大分県教育委員会の重点方針（平成二十六年度）の作成について

大分県教育委員会の重点方針（平成二十六年度）を別紙（案）のとおり定める。

平成二十六年三月十七日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

提案理由

県教育委員会の教育行政及び教育指導において、平成二十六年度に特に重点的に取り組む事項や考え方をまとめた重点方針を定めたいので提案する。



大分県教育委員会の重点方針

『改革の徹底』

1. 「芯の通った学校組織」の定着

平成24年11月に策定した推進プランに基づき、平成26年度末までの2年半を重点取組期間として「芯の通った学校組織」の構築に取り組んでいます。

○平成24年度「第1フェーズ：趣旨の周知と制度の整備」

○平成25年度「第2フェーズ：実践・研修・指導による『芯の通った学校組織』の構築」

○平成26年度「第3フェーズ：『芯の通った学校組織』の定着」

中心課題：取組の徹底

- ①学校評価を活用した、学校の課題に直結した目標や取組の設定と短期の改善
- ②教職員評価システムに基づく、全教職員への目標の徹底と個人目標への連鎖
- ③主要主任等の役割の一層の充実と主任手当の趣旨の徹底
- ④企画立案の場としての運営委員会の活用推進
- ⑤目標の共有による家庭や地域との協働



2. 学力・体力の向上

これまでの各学校での取組の成果が確実に表れつつあります。この状況に止まることなく、子どもたちに達成感を感じさせながら、その力を一層伸ばしていきます。

学力の向上

- ◇「低学力層の底上げ」「上位層への更なる引き上げ」のための組織的な授業改善
- ◇指導主事による専門性と一貫性のある学校指導体制の構築
- ◇学校と地域が連携して、放課後・土曜日等における子どもの学びや家庭教育を支援

体力の向上

- ◇体力向上に向けた組織的な取組の促進（「一校一実践」の推進など）
- ◇体育専科教員等の優れた取組の共有や教職員の意識向上のための研修の充実

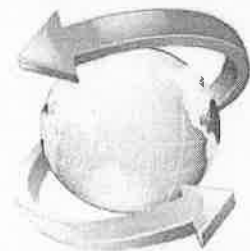
3. グローバル人材の育成

大分県から世界に通用する人材の育成の推進

本県としてのグローバル人材に求められる資質・能力や、現状、課題をまとめた上で、グローバル人材の育成に向けた取組を進めます。

- ◇「大分県グローバル人材育成推進会議（仮称）」の設置

- ◇グローバル人材育成に向けた取組の推進



『各分野別の重点項目』

I 教育の再生と県民の期待に応える教育行政の推進

- 県教育委員会・市町村教育委員会・学校間の意思疎通の推進
- 「芯の通った学校組織」の定着と学校・家庭・地域による目標協働達成に向けた取組の推進
- 学校と地域が連携して、放課後・土曜日等における子どもの学びや家庭教育を支援
- 人権教育の学校教育における日常的な推進と社会教育における市町村への支援の充実

II 子どもの挑戦や自己実現を支える学校教育の推進

- 小・中学校におけるネットワークによる授業改善等を通じた組織的な学力向上の推進
- 世界に通用する人材育成のための教育の推進
- 郷土や国に対する愛着や誇りを育む心の教育の推進
- 学校司書の配置を促進し、学校図書館の機能強化や学校図書館活用教育を推進
- 学校全体で取り組む児童生徒の体力向上対策の推進
- 児童生徒のむし歯の減少を目的としたフッ化物洗口の普及啓発
- 地場産物の利用促進による安全・安心な学校給食を通じた食育の推進
- 高校生の進学力強化に向けた学校支援の推進
- 高校生の就職力向上に向けたキャリア教育の推進
- 一人一人の障がいの状態に応じた指導の充実や高等学校における特別支援教育の推進
- 特別支援学校高等部生徒の一般就労を目指した組織的な取組の充実

III 子どもの安全・安心の確保

- いじめ防止対策推進法によるいじめ対策の強化
- 不登校対策コーディネーターやスクールカウンセラーを活用した不登校対策の充実
- 学校内外における事故防止のための安全点検の徹底と安全指導の充実
- 非構造部材の耐震対策も含めた学校施設の耐震化、老朽化対策及び防災機能強化の推進

IV 生涯学習と文化・スポーツの振興

- 学習成果を学校支援や地域活動の場で活用し「地域力」を支える人材の育成
- 地域婦人会等の学習活動、実践交流を促進し、女性による地域活動を活性化
- 県立美術館開館に向けた気運醸成を図るための「まちなかアートギャラリー事業」の推進
- 競技力向上に向けた選手の育成・強化と指導者の養成

V 教育基盤の整備

- 広域人事異動等を通じた人材育成と教職員の意識改革
- 学校マネジメント能力向上に向けた研修の充実
- 大学との連携・協働による「組織人としての教員」の育成
- ICTを活用した「わかる授業」の実践のための教育の情報化
- 高校改革の検証結果を踏まえた再編整備の推進
- 定期健康診断及び精密検査の受診率向上等による生活習慣病対策の推進
- ストレス診断全員実施や各種研修実施によるメンタルヘルス対策の推進

第六号議案

大分県立学校管理規則の一部改正について

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十七日提出

大分県教育委員会教育長 野中 信孝

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則

大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 校長は、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、前項第一号及び第二号に規定する休業日に授業を行うことができる。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部改正に伴い、生徒等に充実した学習機会を提供するため、県立学校における土曜日等の授業を弾力的に実施することができるようになりたいので提案する。

○大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第二条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日</p> <p>二 日曜日及び土曜日</p> <p>三 学年始休業日 四月一日から四月七日まで</p> <p>四 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで</p> <p>五 冬季休業日 十二月二十五日から翌年一月七日まで</p> <p>六 学年末休業日 三月二十五日から三月三十一日まで</p> <p>七 農繁期休業日 農業に関する学科を設置する学校においては、学年を通じて七日以内で、校長があらかじめ大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出て定める日</p> <p>2 校長は、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、前項第一号及び第二号に規定する休業日に授業を行うことができる。</p> <p>3 校長は、教育上必要があると認めるときは、第一項第三号から第六号までに規定する休業日を通算した日数の範囲内で、これを変更することができる。この場合において、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第二条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>一 国民の祝日に関する法律（昭和二十二年法律第七十八号）に規定する日</p> <p>二 日曜日及び土曜日</p> <p>三 学年始休業日 四月一日から四月七日まで</p> <p>四 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで</p> <p>五 冬季休業日 十二月二十五日から翌年一月七日まで</p> <p>六 学年末休業日 三月二十五日から三月三十一日まで</p> <p>七 農繁期休業日 農業に関する学科を設置する学校においては、学年を通じて七日以内で、校長があらかじめ大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出て定める日</p> <p>（新設）</p> <p>2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項第三号から第六号までに規定する休業日を通算した日数の範囲内で、これを変更することができる。この場合において、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p>

- 4| 校長は、前二項に規定するもののほか、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、休業日に授業を行い、又は授業日に休業することができる。この場合において、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。
- 5| 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、次の事項を速やかに教育委員会に報告しなければならない。
- 一 授業を行わなかつた期間
 - 二 非常変災その他急迫の事情の概要
 - 三 その他校長が必要と認める事項
- 6| 校長は、定時制の課程の休業日について、第一項第三号から第七号までの規定にかかわらず、別に定めることができる。この場合において、校長は、学年始めに、教育委員会に届け出なければならない。

第三条～第三十四条（略）

- 3| 校長は、前項に規定するもののほか、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、休業日に授業を行い、又は授業日に休業することができる。この場合において、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。
- 4| 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、次の事項を速やかに教育委員会に報告しなければならない。
- 一 授業を行わなかつた期間
 - 二 非常変災その他急迫の事情の概要
 - 三 その他校長が必要と認める事項
- 5| 校長は、定時制の課程の休業日について、第一項第三号から第七号までの規定にかかわらず、別に定めることができる。この場合において、校長は、学年始めに、教育委員会に届け出なければならない。

第三条～第三十四条（略）

県立学校における土曜日等授業実施に係る大分県立学校管理規則の一部改正について(案)

1 土曜日等授業に係るこれまでの経緯(概要)

- ・文部科学省は「土曜日等授業に関する検討チーム」設立(平成25年3月)
- ・学校教育法施行規則の一部改正の省令公布・施行(平成25年11月29日)
- ・これを受けて、県立学校に学校教育法施行規則の改正内容を周知(平成25年12月26日)

2 土曜日等授業についての基本的な考え方

- (1) 土曜日等について、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、成長を支える必要がある。
- (2) 学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、授業、地域の学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実を図る。
- (3) 上記の観点から、「土曜日等授業」を土曜日等における充実した学習機会を提供する方策として捉える。

3 土曜日等授業の実施に係る大分県立学校管理規則の一部改正(要旨)

[現行]

土曜日等において教育課程内の学校教育活動を行う場合は、児童生徒の代休日を設定し、実施日・実施内容・代休日等について、校長はあらかじめ教育委員会に届け出る。

(大分県立学校管理規則第2条)



[改正後]

校長が、教育上必要と認める場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、土曜日等において、児童生徒の代休日を設けることなく、教育課程内の学校教育活動を行うことができる。

<土曜日等授業実施の有無について、学校(校長)の判断を基本とする理由>

土曜日等授業実施にあたっては、下記①～④に掲げる点に留意する必要があるとあり、各学校のミッションや生徒の実情などを踏まえた個別の学校ごとの判断を基本とすることが妥当である。

- ①教育課程外の教育活動を行う時間の確保
- ②部活動の時間の確保
- ③生徒の心身の負担軽減への配慮
- ④教職員の勤務体制の整備

4 改正後の管理規則の施行日

平成26年4月1日

5 土曜日等授業に係る今後の方向性

- (1) 平成26年度については、別紙「県立学校における「土曜日等授業」実施ガイドライン」を全校に提示し、実施希望校については、その計画を審査の上、実施を承認する。
- (2) 平成27年度以降については、平成26年度実施校における成果と課題を踏まえて、(1)のガイドラインを改定する予定。

県立学校における「土曜日等授業」実施ガイドライン（案）

平成26年3月 日
特別支援教育課
高校教育課

1 実施対象日

「土曜日等授業」の対象となる日は、大分県立学校管理規則第2条第1項に規定する休業日のうち、以下の日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (2) 日曜日及び土曜日

2 授業内容

以下の内容を行うものとする。

- (1) 各教科・科目の授業
- (2) ホームルーム活動
- (3) 総合的な学習の時間
- (4) 特別活動や進路指導及びキャリア教育に関連する学校行事
- (5) その他、教育課程に基づき年間指導計画に位置づけられた教育活動

3 授業公開の推進

開かれた学校づくりを推進するため、保護者や地域住民、その他一般県民に公開することを推進する。

4 外部人材の活用

保護者や企業人材などを活用し、平日では実施が困難であるような授業を積極的に取り入れる。

5 年間計画の作成

実施を希望する学校においては、年間の実施計画（案）及び教育課程の変更（案）を作成の上、県教育委員会に提出する。

6 県教育委員会の承認

県教育委員会は、希望校から提出された年間の実施計画（案）等を審査し、教育上必要と認める場合は承認を行う。

7 実施上の留意点

- (1) 実施時間は、1回につき半日単位とし、月2回を上限とする。ただし、第5週まである月については、3回を上限とする。
- (2) 職員の勤務時間は、1回につき4時間とする。また、勤務時間の割り振りについては、当該授業日を起算日とする8週間前の日から、16週間後の日までの期間内において適正に行う。
- (3) 学校行事等を実施する場合は、幼児児童生徒の心身の疲労等を斟酌し、繰り替えによる休業日が必要なものについては、あらかじめ年間の実施計画から除外する。
- (4) 部活動等に関係する外部団体との連絡・調整を密に行い、原則すべての幼児児童生徒が参加できる日を授業日に設定する。やむを得ない事情により学校外の活動等のため参加できない幼児児童生徒に対しては、事前もしくは事後に十分な対応を行う。

8 予算措置

「土曜日等授業」に係る必要経費及び人的増員等に関する予算措置は別途行わない。

第七号議案

大分県立高等学校学則の一部改正について

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十七日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則

大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の大分県立国東高等学校の項中

普通科
園芸ビジネス
ス
メカトロニクス
情報システム工学

を

普通科
園芸ビジネス
ス
メカトロニクス
情報システム工学
電子工業科

に改め、同

表の大分県立臼杵商業高等学校の項、大分県立野津高等学校の項及び大分県立津久見高等学校の項を削り、同表の大分県立津久見高等学校（平成二十三年度に設置されたものをいう。）の項中「（平成二十三年度に設置されたものをいう。）」を削り、同表の大分県立佐伯鶴岡高等

等学校の項中

食品流通科
施設園芸科
システム工
業科

を

施設園芸科
システム工
業科

に改め、同表の大分県立玖珠農業高

等学校の項中

生物生産科 食品化学科

を

生物生産科 食品化学科 地域産業科

に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

県立高等学校の学科改編により、県立国東高等学校に電子工業科を、県立玖珠農業高等学校に地域産業科をそれぞれ設置するとともに、県立佐伯鶴岡高等学校の食品流通科を廃止し、並びに県立臼杵商業高等学校、県立野津高等学校及び県立津久見高等学校を廃止することに伴い規定を整備する必要があるので、提案する。

○大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号） 新旧対照表

					改正案					現行													
					別表（第二条関係）					別表（第二条関係）													
					名	称	位	置	科	課	程	学	科	名	称	位	置	科	課	程	学	科	
大分県立津	(削除)	(削除)	(削除)	大分県立白杵高等学校	本校	豊後高田市			全日制	普通科				大分県立白杵高等学校	本校	豊後高田市			全日制	普通科			
	(削除)	(削除)	(削除)	本校	本校	国東市			全日制	普通科				本校	本校	国東市			全日制	普通科			
	(削除)	(削除)	(削除)	白杵市	白杵市	国東市			全日制	普通科				白杵市	白杵市	国東市			全日制	普通科			
	(削除)	(削除)	(削除)	全日制	全日制	国東市			全日制	普通科				白杵市	白杵市	国東市			全日制	普通科			
	(削除)	(削除)	(削除)	普通科	普通科	国東市			全日制	普通科				白杵市	白杵市	国東市			全日制	普通科			
大分県立津	(削除)	(削除)	(削除)	大分県立白杵高等学校	本校	豊後高田市			全日制	普通科				大分県立白杵高等学校	本校	豊後高田市			全日制	普通科			
	(削除)	(削除)	(削除)	本校	本校	国東市			全日制	普通科				本校	本校	国東市			全日制	普通科			
	(削除)	(削除)	(削除)	白杵市	白杵市	国東市			全日制	普通科				白杵市	白杵市	国東市			全日制	普通科			
	(削除)	(削除)	(削除)	全日制	全日制	国東市			全日制	普通科				白杵市	白杵市	国東市			全日制	普通科			
	(削除)	(削除)	(削除)	普通科	普通科	国東市			全日制	普通科				白杵市	白杵市	国東市			全日制	普通科			
大分県立津	(削除)	(削除)	(削除)	大分県立白杵高等学校	本校	豊後高田市			全日制	普通科				大分県立白杵高等学校	本校	豊後高田市			全日制	普通科			
	(削除)	(削除)	(削除)	本校	本校	国東市			全日制	普通科				本校	本校	国東市			全日制	普通科			
	(削除)	(削除)	(削除)	白杵市	白杵市	国東市			全日制	普通科				白杵市	白杵市	国東市			全日制	普通科			
	(削除)	(削除)	(削除)	全日制	全日制	国東市			全日制	普通科				白杵市	白杵市	国東市			全日制	普通科			
	(削除)	(削除)	(削除)	普通科	普通科	国東市			全日制	普通科				白杵市	白杵市	国東市			全日制	普通科			
大分県立津	(削除)	(削除)	(削除)	大分県立白杵高等学校	本校	豊後高田市			全日制	普通科				大分県立白杵高等学校	本校	豊後高田市			全日制	普通科			
	(削除)	(削除)	(削除)	本校	本校	国東市			全日制	普通科				本校	本校	国東市			全日制	普通科			
	(削除)	(削除)	(削除)	白杵市	白杵市	国東市			全日制	普通科				白杵市	白杵市	国東市			全日制	普通科			
	(削除)	(削除)	(削除)	全日制	全日制	国東市			全日制	普通科				白杵市	白杵市	国東市			全日制	普通科			
	(削除)	(削除)	(削除)	普通科	普通科	国東市			全日制	普通科				白杵市	白杵市	国東市			全日制	普通科			
大分県立津	(削除)	(削除)	(削除)	大分県立白杵高等学校	本校	豊後高田市			全日制	普通科				大分県立白杵高等学校	本校	豊後高田市			全日制	普通科			
	(削除)	(削除)	(削除)	本校	本校	国東市			全日制	普通科				本校	本校	国東市			全日制	普通科			
	(削除)	(削除)	(削除)	白杵市	白杵市	国東市			全日制	普通科				白杵市	白杵市	国東市			全日制	普通科			
	(削除)	(削除)	(削除)	全日制	全日制	国東市			全日制	普通科				白杵市	白杵市	国東市			全日制	普通科			
	(削除)	(削除)	(削除)	普通科	普通科	国東市			全日制	普通科				白杵市	白杵市	国東市			全日制	普通科			

校	大分県立安 心院高等学	
	本 校	
	宇 佐 市	(略)
	全 日 制	
	普 通 科	
校	大分県立安 心院高等学	
	本 校	
	宇 佐 市	(略)
	全 日 制	
	普 通 科	

大分県立高等学校学則の一部改正の概要

1 改正理由

- (1) 「高校改革推進計画 後期再編整備計画」(平成20年8月策定)に基づき、県立臼杵商業高等学校、県立野津高等学校及び県立津久見高等学校を、平成26年3月31日をもって廃止するため

なお、当該事項に関しては、大分県立学校の設置に関する条例(昭和39年大分県条例第57号)の一部を改正する条例案について、平成25年県議会第4回定例会で可決済み

- (2) 「高校改革推進計画 後期再編整備計画」(平成20年8月策定)及び入学定員策定に基づく高等学校の学科改編に伴い、県立佐伯鶴岡高等学校の「食品流通科」を廃止するため
- (3) 平成26年度公立高等学校入学定員策定に伴う学科改編において、教育課程の一部を変更することに伴い、①県立国東高等学校の「メカトロニクス科」及び「情報システム工学科」を「電子工業科」に、②県立玖珠農業高等学校の「生物生産科」及び「食品化学科」を「地域産業科」にそれぞれ改編して設置するため(既存の各学科は平成26年度から募集停止し、当該学科に在籍する生徒が卒業するまで存続)

2 改正内容

(1) 学校の廃止

学 校 名	課 程	備 考
大分県立臼杵商業高等学校	全日制	平成24年度から募集停止
大分県立野津高等学校	全日制	平成24年度から募集停止
大分県立津久見高等学校	全日制	平成24年度から募集停止

(2) 学科の廃止

学 校 名	廃 止	備 考
大分県立佐伯鶴岡高等学校	食品流通科	平成24年度から募集停止

(3) 学科改編による学科名の変更

学 校 名	新 設	備 考
大分県立国東高等学校	電子工業科	平成26年度から設置(「メカトロニクス科」及び「情報システム工学科」は同年度から募集停止)
大分県立玖珠農業高等学校	地域産業科	平成26年度から設置(「生物生産科」・「食品化学科」は同年度から募集停止)

3 施行期日

平成26年4月1日

第八号議案

別杵・速見地域（別府市）新設高等学校の設置学科等について

別杵・速見地域（別府市）新設高等学校の設置学科及びその学級数を決定するための議決を求める。

平成二十六年三月十七日提出

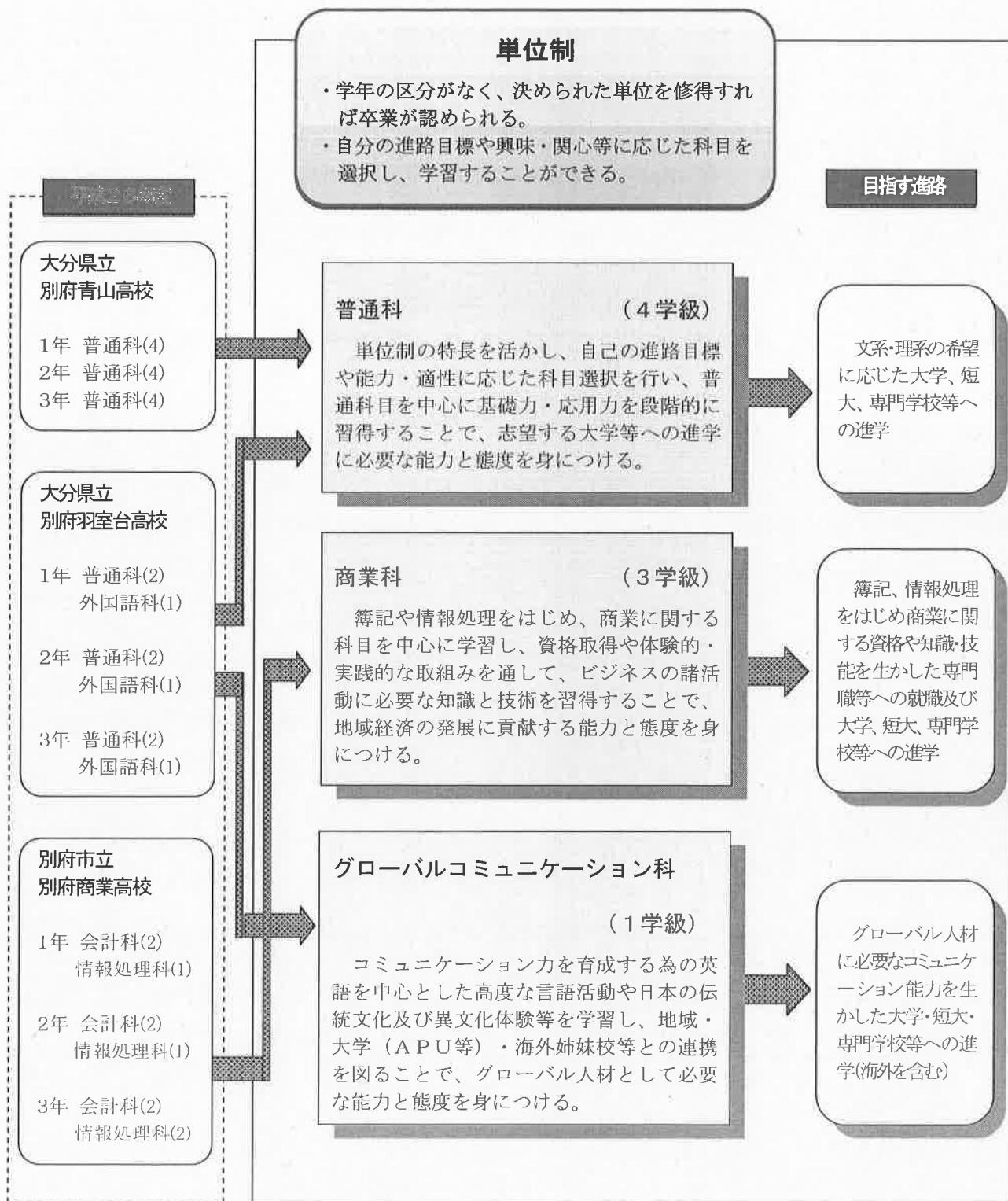
大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

提案理由

高校改革推進計画に基づき、平成二十七年度に開校を予定している別杵・速見地域（別府市）新設高等学校の設置学科及びその学級数について、別紙のとおり決定したいので提案する。

<別紙>

平成27年度 別杵・速見地域（別府市）新設高校の設置学科について（案）



第九号議案

日田・玖珠地域新設高等学校の設置学科等について

日田・玖珠地域新設高等学校の設置学科及びその学級数を決定するための議決を求める。
平成二十六年三月十七日提出

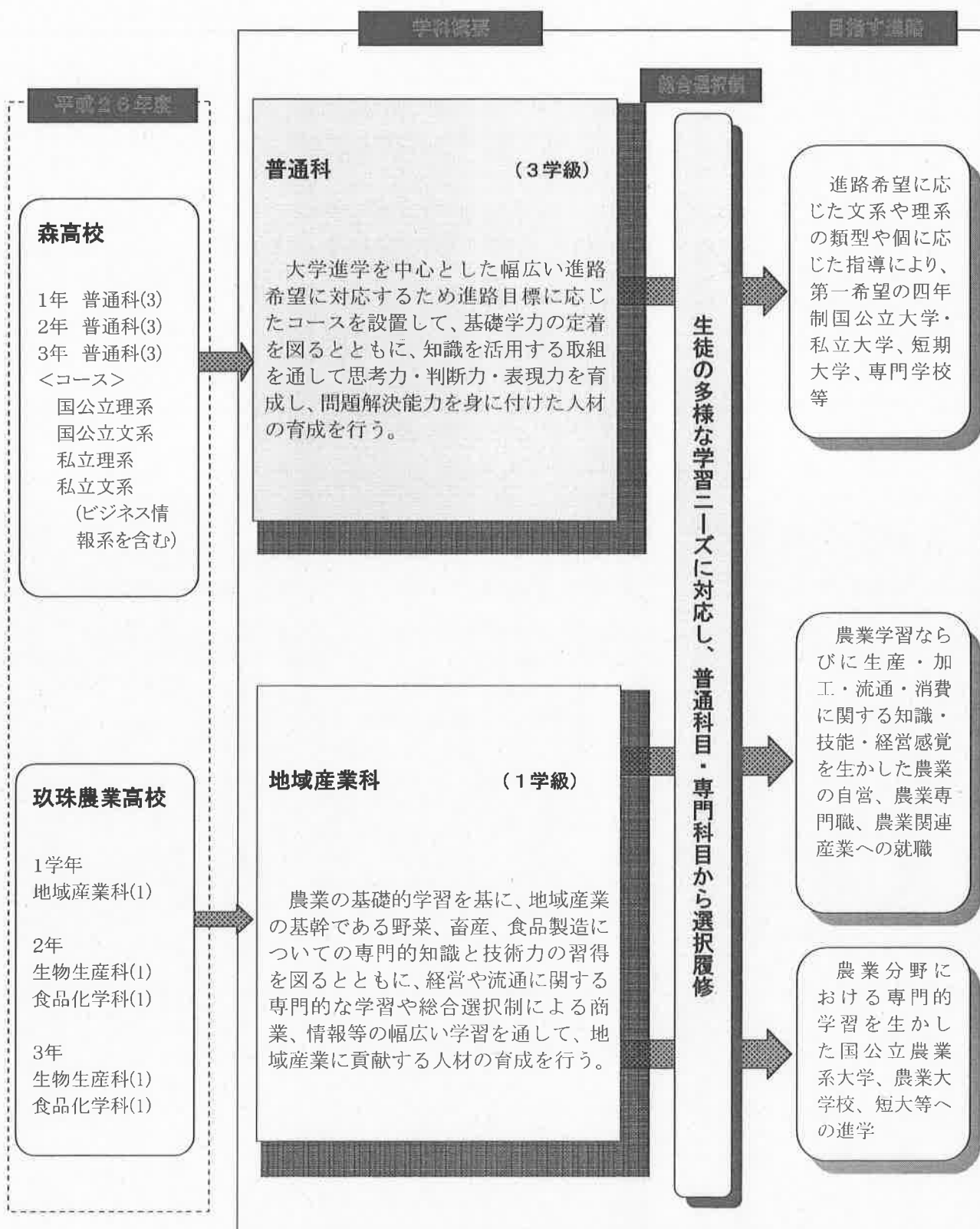
大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

提案理由

高校改革推進計画に基づき、平成二十七年度に開校を予定している日田・玖珠地域新設高等学校の設置学科及びその学級数について、別紙のとおり決定したいので提案する。

〈別紙〉

平成27年度 日田・玖珠地域（玖珠町）新設高校の設置学科について（案）



第十号議案

大分県立高等学校第一次入学者選抜実施内容の一部変更について

大分県立高等学校第一次入学者選抜実施内容の一部を別紙のように変更するための議決を
求める。

平成二十六年三月十七日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

提案理由

大分県立高等学校第一次入学者選抜実施内容の一部について、別紙のとおり変更したいので提案する。

大分県立高等学校第一次入学者選抜実施内容の一部変更について（案）

変更内容

平成27年度入試から、出題方針、配点、検査時間とそれに伴う検査日程を以下のように変更する。

平成27年度入試からの実施内容

(1) 出題方針

ア 中学校指導要領に示されている各教科の目標に則し出題する。

イ 各教科とも知識、技能とともに、思考力、判断力、表現力等を十分みることができるようにする。

(2) 配点 : 各教科とも60点満点

(3) 検査時間 : 各教科とも50分

(4) 検査日程

	開始 ~ 終了	時間	教科
第1回	9:30 ~ 10:20	50分	理科
第2回	10:40 ~ 11:30	50分	国語
第3回	11:50 ~ 12:40	50分	外国語
第4回	13:40 ~ 14:30	50分	社会
第5回	14:50 ~ 15:40	50分	数学

平成26年度入試までの実施内容

(1) 出題方針

ア 中学校指導要領に示されている各教科の目標に則し、基本的な内容について出題する。

イ 各教科とも思考力、判断力、表現力等が検査できるよう配慮する。

(2) 配点 : 各教科とも50点満点

(3) 検査時間 : 各教科とも45分

(4) 検査日程

	開始 ~ 終了	時間	教科
第1回	9:30 ~ 10:15	45分	理科
第2回	10:35 ~ 11:20	45分	国語
第3回	11:40 ~ 12:25	45分	外国語
第4回	13:25 ~ 14:10	45分	社会
第5回	14:30 ~ 15:15	45分	数学

第十一号議案

第三次大分県子ども読書活動推進計画について

第三次大分県子ども読書活動推進計画を別紙のとおり定めることについて、議決を求め
る。

平成二十六年三月十七日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

提案理由

平成二十五年年度をもって第二大分県子ども読書活動推進計画の実施が終了することに伴い、本県の子どもの読書活動を更に充実させるための第三次大分県子ども読書活動推進計画を定める必要があるので提案する。

第3次大分県子ども読書活動推進計画（案）の概要

1 計画策定について

(1) 策定根拠

① 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月）

第8条（子ども読書活動推進基本計画）

政府は、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第9条（都道府県子ども読書活動推進計画等）

都道府県（市町村）は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画等）を基本とするとともに、当該都道府県（市町村）における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。

② 「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成25年5月）〈国の3次計画〉 （重点事項）

・不読率の改善（10年以内に半減をめざす。）

※不読率（1ヶ月に1冊も本を読まなかった人の割合）

（第58回学校読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社））

（平成24年）小学生4.5%，中学生16.4%，高校生53.2%

（平成29年目標）小学生3%以下，中学生12%以下，高校生40%以下

（平成34年目標）小学生2%以下，中学生8%以下，高校生26%以下

・子ども読書活動推進市町村計画の策定

（計画期間内に市100% 町村70%の策定をめざす。）

※（平成23年）全国の市町村推進計画の策定率 53.8%（市71.1%、町村38.3%）

・「学校図書館図書整備5か年計画」（平成24～29年）の実行

（交付税措置：図書購入、新聞の配備）

・学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置（交付税措置：2校に1名配置分）

・子供と本をつなぐネットワーク活動に対する支援

・優れた取組の奨励（表彰・普及）

(2) これまでの経過

① 「大分県子ども読書活動推進計画」（平成16年2月）

② 「第2次大分県子ども読書活動推進計画」（平成21年3月）

(3) 計画の期間 平成26年度～平成30年度（5年間）

2 計画の目標

① 生きる力をはぐくむ読書習慣の形成

② いつでもどこでも質の良い読書に親しめる環境の整備

③ 図書資料を活用して調べる技能と態度の育成

3 3つの重点方針に基づく具体的な取組

(1) 不読率の改善（読書習慣の形成＝子どもの読書活動を支える人材の育成）

○より早い時期からの読書習慣の形成

- ①ホームページや広報紙等を活用して乳児期からの読み聞かせとともに、プレパパ、プレママに対しても読書活動の重要性を啓発
- ②公共図書館等において、読み聞かせ等の講座を充実
- ③県立図書館において乳児からのおはなし会等を充実するとともに、市町村立図書館へ普及

○学校図書館の基盤整備と人材の育成

- ①校長、司書教諭等を対象とした研修を充実、徹底し、学校図書館の基盤を整備するとともに、推進体制を確立
- ②学校図書館アドバイザーの派遣とスキルアップ研修により、小学校における学校司書の専任配置の効果を点から面に拡大
- ③アドバイザー派遣校の活用教育の先進事例を派遣校を拠点にした域内の普及研修会により他校に積極的に普及
- ④障がいのある子どもの読書活動を支援するため、あらゆる障がいに対応した資料の収集と補助用具の整備・活用

○地域で子どもの読書活動を支える人材の育成

- ①県立図書館において市町村立図書館職員を対象とした児童サービス研修を充実
- ②研修や講座、講演会等により読書ボランティアを養成
- ③県立図書館、市町村立図書館を拠点に読書ボランティアの研修機会、活動の場を提供

(2) 家庭、地域、学校が連携した読書環境の整備（子ども読書活動推進市町村計画の策定）

○計画期間内に全市町村が計画策定するよう働きかけを継続

※大分県の市町村推進計画の策定率 22.2%(H20) 33.3%(H23) 66.7%(H25)

○県立図書館による市町村立図書館支援の充実

- ①市町村立図書館職員の研修機会の充実
- ②レファレンス（調査相談）協力による支援
- ③市町村立図書館を通じた小中学校への協力貸出、団体貸出の支援拡大

(3) 普及啓発活動の推進（子どもと本をつなぐネットワーク活動に対する支援）

○子ども読書活動に関係する機関・団体で構成するネットワークを構築

- ①子どもと本をつなぐネットワークフォーラムの県開催
- ②読書活動、読書環境改善の意欲を喚起するため、公募による「読書活動コンクール」を実施
- ③子どもの読書活動に関する双方向の総合情報サイトを構築

4 推進施策の効果的な実施に向けて

<推進体制の整備と計画の進行管理>

- ①「大分県子ども読書活動推進連絡会議」による計画的・効果的な推進
- ②市町村との連携・協力と子ども読書活動推進計画の策定の働きかけ
- ③目標指標の設定による計画の適切な進行管理

目標指標

指 標 名	現 状 値		目 標 値	
		年度	平成30年度	
読み聞かせグループの数	313 グループ	H24	350 グループ	
公立図書館における中学生以下の子ども1人あたりの児童書年間貸出冊数	10.7冊	H24	14.6冊	
読書活動を週1回以上実施している学校の割合	小学校	96.9%	H24	100.0%
	中学校	50.4%	H24	94.0%
	高校	28.9%	H24	40.0%
1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合	小5	89.9%	H25	100.0%
	中2	83.3%	H25	90.0%
	高1	57.7%	H25	70.0%
読書が好きな児童生徒の割合	小6	72.7%	H25	82.0%
	中3	67.8%	H25	77.0%
	高1	65.6%	H25	75.0%
学校図書館図書標準を達成している学校の割合	小学校	68.2%	H24	100.0%
	中学校	64.7%	H24	100.0%
学校図書館においてボランティアなどと連携している小学校の割合		81.3%	H24	96.0%
小中学校における学校司書の配置割合	専任配置	21.5%	H25	50.0%
	兼任配置	66.7%	H25	50.0%
子ども読書活動推進計画を策定している市町村の割合		66.7%	H25	100.0%

第3次大分県子ども読書活動推進計画 (案)

平成26年3月

大分県教育委員会

はじめに

読書は、子どもの読解力や考える力を養い、想像力や表現力を高めるとともに、感動する心、他人を思いやる心といった豊かな人間性をはぐくんでくれます。

また、子どもの頃に優れた本と出会うことは、生きる喜びや勇気、さらには多様な見方について知ることであり、子どもにとって生涯にわたる大きな力となります。

しかしながら、近年、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、様々な情報メディアの発達・普及などが原因と考えられる子どもの「読書離れ」が、しばしば指摘されています。

このような状況を踏まえ、大分県では、平成16年2月に「大分県子ども読書活動推進計画」、平成21年3月に「第2次大分県子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもが早い時期から読書習慣を身に付け、すべての子どもが読書に親しむことのできる環境の整備等に取り組んできました。

また、平成18年6月に策定し、平成24年3月に改訂した「新大分県総合教育計画（改訂版）」においても、「豊かな心の育成」を挙げ、子どもの自主的な読書活動の推進に取り組んでいます。

こうした中、子どもの読書活動が一層推進されるよう、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、平成26年度からおおむね5年間の総合的な取組として、本計画を策定しました。子どもが自ら進んで読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくとともに、読書活動を通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けられるよう、関係機関や団体等と連携・協力し、積極的に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、「子ども読書活動推進連絡会議」の委員の方々をはじめ、県民の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに対し、深く感謝いたします。

平成26年3月

大分県教育委員会教育長 野中 信孝

目 次

第1章 第3次大分県子ども読書活動推進計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の目標及び重点方針	2
3 計画の期間	3
4 計画の体系	4
第2章 第2次大分県子ども読書活動推進計画における取組・成果・課題 ...	5
1 第2次計画期間における取組・成果	5
(1) 家庭・地域における取組・成果	
(2) 学校等における取組・成果	
2 第2次計画期間における課題	9
(1) 家庭・地域における課題	
(2) 学校等における課題	
3 第2次計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	11
(1) 情報通信技術・機器の発達による読書環境の変化	
(2) 学習指導要領の改訂	
第3章 子どもの読書活動推進のための方策	12
1 家庭における子どもの読書活動の推進	12
<家庭の役割>	
<具体的な方策>	
① 保護者の読書活動への理解の促進	
② 家庭における読書活動への支援	
2 地域における子どもの読書活動の推進	13
(1) 図書館における取組	13
<図書館の役割>	
<具体的な方策>	
① 公立図書館の整備	
② 読書に親しむ機会の提供	
③ 子どもの読書に関するレファレンス・読書相談の充実	

- ④ 子どもの読書活動に関する情報提供と支援機能の強化
- ⑤ 図書館担当職員（司書）の研修の充実
- ⑥ 障がいのある子どもに対する図書館サービスの充実
- ⑦ 情報化の促進
- ⑧ 公立図書館相互や関係機関との連携・協力の推進
- ⑨ 学校図書館との連携・協力の推進
- ⑩ 読書ボランティアの養成と活動支援
- ⑪ 調べ学習等への対応の充実
- (2) 公民館・児童館等における取組 16
 - <公民館・児童館等の役割>
 - <具体的な方策>
 - ① 読書に親しむ機会の充実
 - ② 読書環境の整備・充実
 - ③ 職員の知識・技術の向上
- (3) ボランティア等における取組 16
 - <ボランティア等の役割>
 - <具体的な方策>
 - ① 情報収集・提供の充実
 - ② 研修機会等の支援
 - ③ 子ども読書に関わる機関や団体等のネットワークの構築
 - ④ 「子どもゆめ基金」等の活用の促進
- 3 学校等における子どもの読書活動の推進 17
 - (1) 幼稚園・保育所・認定こども園等における取組 17
 - <幼稚園・保育所・認定こども園等の役割>
 - <具体的な方策>
 - ① 資料、設備の整備・充実
 - ② 絵本等に親しむ機会の充実
 - ③ 教職員、保育士等の資質向上
 - ④ 公立図書館や保護者、ボランティア等との連携・協力の推進
 - (2) 小学校・中学校・高等学校等における取組 18
 - <学校の役割>
 - <具体的な方策>
 - ① 学校における体制づくりの推進
 - ② 読書習慣の確立・読書指導の充実
 - ③ 学校図書館の整備・充実
 - ④ 学校図書館活用推進のための人的配置の推進

- ⑤ 家庭・地域との連携による読書活動の推進
- ⑥ 障がいのある子どもの読書活動の推進

4	普及啓発活動	23
	<具体的な方策>	
	① 「子ども読書の日」を中心としたイベント等による普及啓発活動の推進	
	② 優れた取組の奨励	
	③ 各種媒体による広報活動の推進	

第4章	推進施策の効果的な実施に向けて	24
1	推進体制の整備	24
	(1) 県の推進体制の充実	
	(2) 市町村との連携・協力体制の強化と推進計画策定の働きかけ	
	(3) ボランティア団体等との連携・協力の促進	
2	計画の進行管理及び目標指標	24
	(別表) 目標指標	25

<参考資料>		
1	子どもの読書活動の推進に関する法律	27
2	県内公立図書館等一覧	29
3	用語解説	30

(注) 本文中の語句の末尾に※印があるものは、用語解説に掲載しています。

第1章 第3次大分県子ども読書活動推進計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）は、第2条（基本理念）において「子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動^{*}は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と定めています。また、学校教育法においても、第21条（義務教育の目標）に「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。」が明記されています。

これらを踏まえ、国においては、平成20年3月におおむね5年にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示した「子ども読書活動推進基本計画（第2次計画）」が策定され、引き続き平成25年5月に第3次計画が策定されました。

本県においては、こうした国の動向を踏まえ、平成21年3月に策定した「第2次大分県子ども読書活動推進計画」および平成18年6月に策定し平成24年3月に改訂した「新大分県総合教育計画」（平成18～27年度）において挙げた「豊かな心をはぐくむ体験活動や読書活動の推進」の下、子どもがあらゆる場所で読書に親しむことができる環境を整備し、読書習慣を形成することを目的に全県的な子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

本計画は、前計画における取組の成果と課題および情勢の変化を踏まえ、新たに大分県における子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進するために策定し、継続して大分県における子どもの読書活動を推進するものです。

2 計画の目標及び重点方針

読書を通じて、子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等生きる基礎力を養うとともに、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度を身に付けることができます。

また、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、読書は子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける契機になります。

大分県の子どもたちが自ら進んで読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくとともに、読書活動を通じて生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けることを目指して、「生きる力をはぐくむ読書習慣の形成」「いつでもどこでも質の良い読書に親しめる環境の整備」及び「図書資料を活用して調べる技能と態度の育成」を目標に、3つの重点方針のもと、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

<目標>

- 生きる力をはぐくむ読書習慣の形成
- いつでもどこでも質の良い読書に親しめる環境の整備
- 図書資料を活用して調べる技能と態度の育成

<重点方針>

① 子どもの読書活動を支える人材の育成

子どもが本に親しみ、質の良い読書活動を行うためには、子どもと本をつなぐ、「読書を支える人」の存在が必要です。専門的能力を備えた人材が、読書のアドバイザーとして、子どもの発達段階を踏まえて適切な本を紹介するなど、子どもに読書の楽しさを実感させることが重要です。

(取組の方向性)

- ・ より早い時期での子どもの読書習慣形成のための乳児期からの読書活動支援
- ・ 学校図書館の基盤整備のための専門的職員配置の促進と関係者への研修の充実
- ・ 地域で子どもの読書活動を支えるための読書ボランティアの養成と活動支援

② 家庭・地域・学校が連携した読書環境の整備

子どもの自主的な読書活動を促進し、読書習慣を形成するためには、家庭・地域・学校において、乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境づくりを行うとともに、子どもたちの感性を磨くための多様な図書資料の整備が重要です。特に子どもの読書活動の推進にかかわる学校、関係機関及び民間団体等がそれぞれ担うべき役割を果たすことはもとより、緊密に連携・協力を図りつつ、取組を推進していくことが求められています。

(取組の方向性)

- ・ 全県的な読書環境整備のための、各市町村における子ども読書活動推進計画策定の促進
- ・ 市町村立図書館、学校図書館等の支援のための、県立図書館による協力貸出、団体貸出、協力レファレンス等の充実

③ 子どもの読書活動に関する普及啓発活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、その意義や重要性について、県民の理解と関心を深める必要があります。

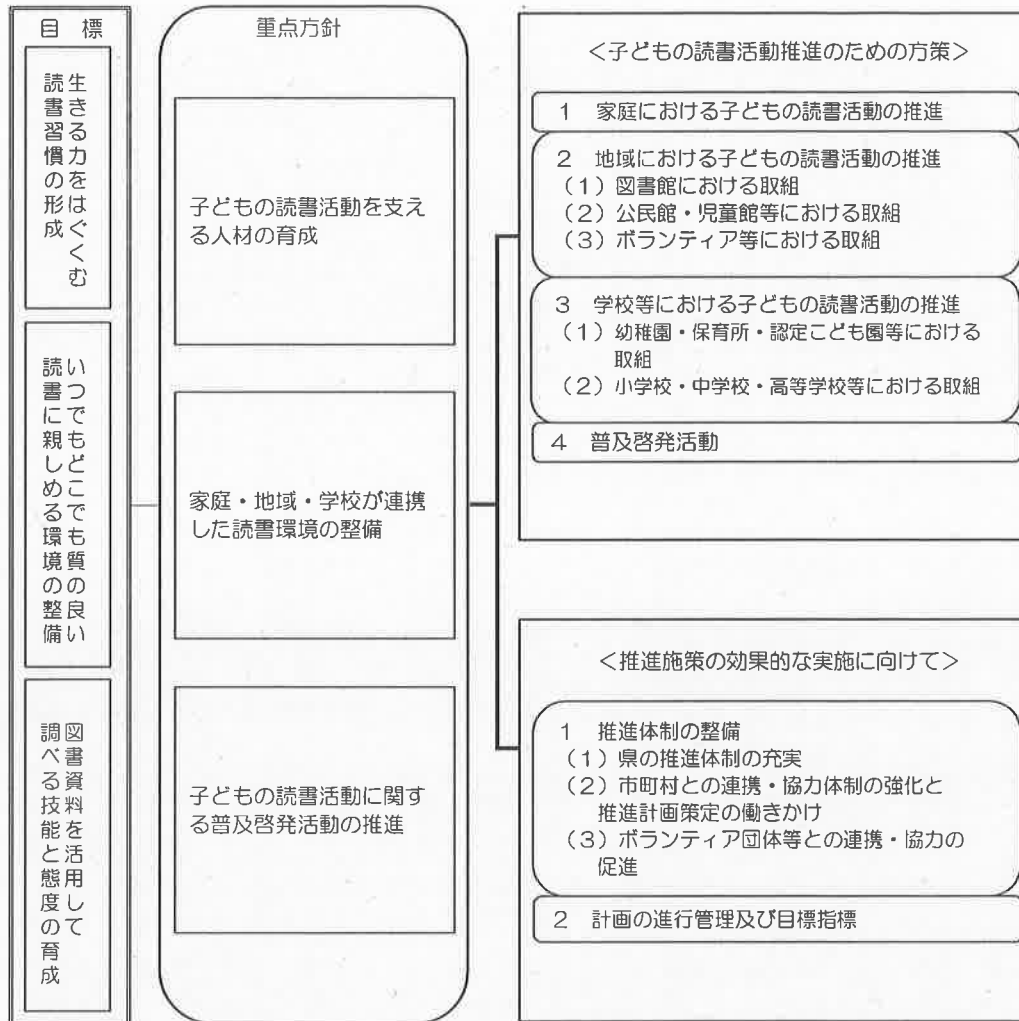
(取組の方向性)

- ・ 子どもの読書活動関係者のネットワークの構築
- ・ 子どもと本をつなぐネットワークフォーラムの開催や読書活動表彰の実施等を通じた普及啓発
- ・ ホームページ等による情報の共有と発信

3 計画の期間

平成26年度からおおむね5年間とします。

4 計画の体系



第2章 第2次大分県子ども読書活動推進計画における取組・成果・課題

1 第2次計画期間における取組・成果

平成21年度からの約5年間、目標である「読書習慣の形成」、「いつでもどこでも読書に親しめる環境の整備」を達成するため、様々な方策に取り組みました。その結果、読み聞かせグループ数の増加、全校一斉の読書活動を実施している学校数の増加、市町村における子ども読書活動推進計画策定率の上昇など、子どもの読書活動を推進する環境に確かな前進が見られました。

(1) 家庭・地域における取組・成果

① 子ども読書ボランティアグループ等の支援

- ・ 県立図書館に子ども読書支援センターを設置し、全県的な子ども読書活動推進のため、子ども読書推進員の派遣や情報発信を行い、家庭や学校等における読み聞かせ活動を支援しました。
- ・ 県立図書館において子ども読書ボランティアリーダー養成講座を実施し、読み聞かせ等の研修会で、実技指導や助言者として活動できる実践的なリーダーを2か年にわたり養成しました。

【読み聞かせ等グループの数】

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
グループ数	235	279	312	313

県立図書館読み聞かせ等のグループ調査結果より

県内の読み聞かせグループの数は、平成21年度の235グループから平成24年度は313グループに増加するとともに、その活動はすべての市町村において行われており、また、学校支援ボランティアとして活動するグループが増加傾向にあり、子どもの読書活動を支援するボランティア団体の活動の場は広がっています。

② 発達段階に応じた図書資料及び情報の提供

- ・ 県立図書館において、学校図書館の基本的な役割や活動についてまとめた「学校図書館ハンドブック」を作成しました。
- ・ 小・中学生を対象にした理数系推薦図書リスト「科学読物ブックリスト」を「児童文学と科学読物の会」の協力により作成しました。

- ・ことばに関する推薦図書リスト「ことばのブックリスト ことばこ」を作成しました。
- ・大分県図書館情報ネットワーク（OLIB）^{*}を拡大し、小・中・高等学校の選書機能の充実及び相互貸借の推進を図りました。

【県立図書館が作成したブックリスト等】

項目	平成22年度		平成23年度
ブックリスト等	学校図書館 ハンドブック	科学読物 ブックリスト	ことばのブックリスト ことばこ

各リストは県内の公立図書館、小・中学校等に配布し活用を呼びかけました。また、県立図書館ホームページにおいて公開しました。

③ 家庭での読書活動推進

- ・PTAを対象とした研修会等において、読み聞かせの重要性について説明するなど、読書の意義等についての啓発を行いました。
- ・「家庭で読書」普及啓発チラシを作成し配布しました。
- ・県立図書館において、子育て世代を対象に、絵本等の宅配セット貸出を行いました。

④ 図書館職員の研修の充実及び先進事例の情報提供

- ・県立図書館において公立図書館等職員研修会を年間5～6回実施しました。

【公立図書館等職員研修会に参加した図書館等職員の割合】

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
参加者数	565人	479人	380人	477人
年間実施回数	6回	6回	6回	5回
1回あたりの参加率	37.7%	30.4%	26.0%	36.8%
市町村図書館職員数	250人	263人	244人	259人

県立図書館における「公立図書館等職員研修会」

⑤ 全県的な読書活動推進体制の整備

- 平成24年度に市町村子ども読書活動関係者研修会等を実施することで、市町村における「子ども読書活動推進計画」策定を促進しました。

【推進計画を策定している市町村の割合】

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
策定率	22.2%	22.2%	33.3%	61.1%	66.7%
策定済市町村数	4	4	6	11	12
市町村数	18	18	18	18	18

資料：市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況調査（大分県教育委員会）

推進計画を策定している市町村の割合は、研修会実施の効果もあり12市町村となり、策定率は66.7%となりました。

(2) 学校等における取組・成果

- 平成23年度から小・中学校を対象とした学校図書館活用モデル校へ学校図書館アドバイザーを派遣し、館内整備、蔵書の充実、読書活動の活性化、授業活用の促進を行うとともに、モデル校における活動事例の普及研修を実施しました。
- 校長、司書教諭^{*}、学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）（以下「学校司書」という。）等の学校図書館関係者への研修会を実施しました。
- 学校図書館アドバイザー派遣の取組や、各市町村が作成する学力向上に向けた行動計画への位置付けなどを通して、小・中学校における学校司書の専任配置を促しました。

① 読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実

【全校一斉の読書活動を実施している学校の割合】

対象	平成20年度		平成22年度		平成24年度	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
小学校	96.6%	91.6%	96.2%	96.8%	96.4%	98.9%
中学校	86.9%	47.1%	87.5%	63.2%	88.2%	53.4%
高等学校	39.7%	63.0%	41.1%	59.6%	41.0%	48.9%

資料：学校図書館の現状に関する調査（文部科学省、大分県教育委員会）

- ・全校一斉の読書活動を実施している学校数の割合は、小学校においては、平成24年度は98.9%で、平成20年度と比較すると7.3ポイント増えており、全国平均を2.5ポイント上回っています。
- ・中学校においては、平成24年度は53.4%で、平成20年度と比較すると6.3ポイント増えていますが、全国平均を大きく下回っています。
- ・高等学校においては、平成24年度は48.9%で、平成20年度と比較すると14.1ポイント減っていますが、全国平均は7.9ポイント上回っています。

② 学校図書館の図書資料の整備等
【学校図書館図書標準^{*}を達成している学校の割合】

対 象	平成20年度		平成22年度		平成24年度	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
小 学 校	45.2%	63.0%	50.6%	68.2%	56.8%	68.2%
中 学 校	39.4%	59.2%	42.7%	64.2%	47.5%	64.7%

資料：学校図書館の現状に関する調査（文部科学省、大分県教育委員会）

- ・学校図書館図書標準を達成している学校の割合は、小学校においては、平成24年度は68.2%で、平成20年度と比較すると5.2ポイント増えており、全国平均を11.4ポイント上回っています。
- ・中学校においては、平成24年度は64.7%で、平成20年度と比較すると5.5ポイント増えており、全国平均を17.2ポイント上回っています。

③ 学校図書館活用のための人的配置
【小・中学校における学校司書の配置状況】

項 目	平成24年度		平成25年度	
	校数	割合	校数	割合
1校専任配置校	66	15.8%	88	21.5%
2~3校兼任配置校	301	71.8%	273	66.7%
未配置校	52	12.4%	48	11.8%

資料：平成25年度小・中学校図書館の人的配置の状況（大分県教育委員会）

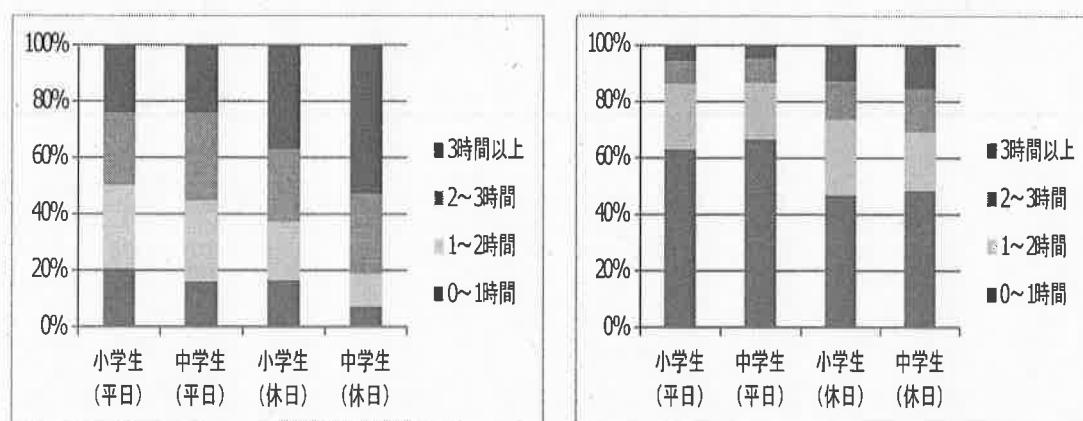
- ・学校司書については、平成24年度から地方交付税措置で配置のための経費が国から一部支援されており、増加する傾向にあります。

2 第2次計画期間における課題

読書量の多い小学生に比べ、中学生になると、その量が減少するという状況は依然として続いており、子どもたちの自主的な読書活動を推進するために、今後も引き続き家庭・地域・学校の連携を深め、社会全体で読書活動の取組を進めていく必要があります。

(1) 家庭・地域における課題

- ・テレビ、ゲーム、インターネット、携帯電話・スマートフォンなど、様々なメディアの著しい普及に伴い、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした生活環境や家庭環境の変化が、子どもたちの活字離れを進ませる一因となっています。
- ・家庭において、読書が子どもの生活の中に根付くよう、様々な機会を通して読書活動の意義や重要性について保護者に働きかけていく必要があります。
- ・家庭における読書活動の充実のため、親子で参加できる読書に親しむ機会の実施及び情報提供が求められています。
- ・本県において図書館を設置している市町村（平成25年4月現在）は、18市町村のうち16市町村であり、また、残る2町村にも図書館同等施設があり、全国的には比較的上位に位置しています。しかし、図書館活動の充実には地域差があり、全県的な子ども読書活動への取組が求められています。
- ・県内の多くの地域で、子どもの読書活動に関する情報の収集・提供やおはなし会、ボランティアに対する講座等が行われていますが、地域によってその充実度が異なっています。各地域において、児童図書担当職員や指導的立場の実践者を育成する必要があります。
- ・子どもにとって身近な存在である市町村立図書館において、幅広い児童図書の収集・提供が行われるよう、子ども向けの図書資料費の予算確保について、引き続き市町村に働きかけていくことが必要です。
- ・公民館や児童館^{*}にある図書室は、地域の人々の読書活動において、身近な支援の場となっていますが、所蔵資料は必ずしも十分とはいえません。地域ぐるみで子どもの読書活動を推進するために、公民館や児童館において、子どもの読書活動に対する理解を深める取組が求められています。



【児童生徒がテレビを見る時間】

【児童生徒がゲームをする時間】

資料：平成25年度大分県学力定着状況調査（大分県教育委員会）

（2）学校等における課題

- ・幼稚園や保育所においては、読み聞かせ等の取組が積極的に行われていますが、その取組状況や蔵書等には差があります。また、発達段階に応じた読書活動についての職員の研修が必要とされています。
- ・読み聞かせ等家庭での読書活動の大切さを理解してもらうための働きかけを通して保護者を支援していくことが求められています。
- ・1か月に読む本の冊数が0冊と回答した小学生が7.7%（全国11.5%）、中学生が28.7%（全国26.7%）であり、中学校は小学校と比べて不読者の割合が高くなる傾向が見られます。
- ・学校図書館を活用した授業を計画的に行っている学校の割合（平成25年度）は、小学校97.5%、中学校83.0%でほぼ全国平均並ですが、学校図書館が「学習・情報センター」として、これまで以上にその機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが求められています。
- ・本県において、学校図書館図書標準を達成している学校数の割合（平成24年度）は、1の（2）②で示した通り、小・中学校ともに6割を超えていますが、残りの3割について、学校図書館図書標準の達成に向けた予算措置が求められます。また、全校について適正な図書資料の更新とさらなる整備・充実に向けて、各市町村へ働きかける必要があります。

3 第2次計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

(1) 情報通信技術・機器の発達による読書環境の変化

インターネット、各種電子端末等の様々な情報媒体の発達・普及により、大量の情報が入手可能となった反面、それらのメディアの利用に関して、様々な問題が起こっています。また、電子書籍の出版が拡大するなど、子どもの読書を取り巻く環境は急激に変化しており、今後の推移について十分に留意することが必要です。

(2) 学習指導要領の改訂

現行の学習指導要領においては、児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育む観点から、言語に対する関心や理解を深め、言語活動の充実を図ることが重視されています。中でも、読書は、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じて取り組むことが求められています。

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

<家庭の役割>

家庭は、子どもにとって生活の場の基本であり、子どもが幼い頃から本の楽しさを知るために、日常生活の中で自然に本に親しむことができる環境をつくるのが大切です。

このため、家庭においては、保護者自身が読書活動の意義を認識し、子どもの成長にあわせた読み聞かせをすることや、大人が楽しみながら読書する姿を見せ、子どもとの読書や共に図書館に出向くことなどの本に親しむ工夫や配慮が必要であり、読書を親子のふれあいの機会として活用していくことが望まれています。

<具体的な方策>

① 保護者の読書活動への理解の促進

ア) 家庭教育講座等を通じた読書活動への理解の促進

県や市町村、NPO団体などが実施する子どもの発達段階に応じた家庭教育や子育て支援に関する講座等の機会に、読書活動の重要性、読み聞かせのノウハウなどについて紹介するとともに、PTAの協力を得ながら、家庭において日常的な取組がなされるよう促します。

イ) 広報紙等を通じた読書活動への理解の促進

乳幼児期からの読み聞かせの必要性や読書活動の重要性などについて広報紙やホームページ等を通じて積極的に紹介することにより、家庭における読書活動に対する理解の促進を図ります。また、読書習慣のない保護者にも読書の楽しさを伝えるために、読書週間等のイベントや講座情報などを図書館報や市報等を活用して幅広く広報するとともに、各図書館の推薦する本等の情報発信も行っていく必要があります。

② 家庭における読書活動への支援

ア) 親子で読書に親しむ機会の充実

図書館や公民館、児童館などが実施するおはなし会等、親子が共に読書に親しむ機会及び情報の提供に努めるとともに、妊娠期、また乳幼児期からの親子参加の呼びかけを通じて、家庭における読書活動の充実に努めます。

イ) 家庭における読み聞かせ等に関する講座の充実

家庭における読み聞かせや読書の重要性について、理解の促進を図るため、保護者等を対象とした読み聞かせや子どもの本に関する講座を実施します。

り) 乳児のいる家庭での読書環境の充実

乳児期から絵本に親しむため、市町村で行われているブックスタート[※]等の取組を促進し、家庭に絵本がある環境づくりに努めます。あわせて、妊娠期から絵本に親しむための支援に努めます。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 図書館における取組

<図書館の役割>

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもにとって身近な場所で本に親しむ環境を整備していくことも重要です。

図書館は、子どもが自分の読みたい本を豊富な蔵書の中から自由に選び、読書の楽しさにふれることができる場であり、読書を通じて読解力や情報活用能力を身に付けることができる場でもあります。

また、保護者にとっては、子どもに読ませたい本を選んだり、子どもの読書について相談できる場でもあります。

図書館は、地域の情報拠点として幅広く多様な資料を収集し、子どもが利用しやすい環境の整備や、子どもの読書に関する情報発信を行う必要があります。

更に図書館は、子どもを対象としたおはなし会や読み聞かせ、講座、企画展示等の実施や、読書団体・ボランティアグループ等、子どもの読書活動を推進する団体の支援や研修等を行うことで、子どもの読書活動を推進する上で大きな役割を担っています。

今後も取組を充実させるとともに、地域における読書活動推進の中核的な役割を果たすことが求められています。

<具体的な方策>

① 公立図書館の整備

県は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日 文部科学省告示）」及び国の基本計画に基づいた市町村立図書館等の整備及び機能の充実が図られるよう働きかけます。

② 読書に親しむ機会の提供

ア) 子どもが本に親しむ機会の充実

県立図書館において、職員とボランティアの協力のもと、おはなし会を定期的実施し、絵本の読み聞かせやストーリーテリング[※]、紙芝居の上演等を通じて、子どもが本に親しむ機会の提供に努めます。

また、市町村立図書館においても、おはなし会などの定期的な開催や、わらべうたや赤ちゃん絵本を取り入れた乳児からのおはなし会の開催等、本に親しむ機会の提供を働きかけます。

イ) 「こどもの読書週間」における取組の充実

県立図書館において、「子ども読書の日^{*}」(4月23日)及び「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)の趣旨にふさわしい行事を開催し、子どもが読書の楽しさに触れる機会の提供に努めます。

また、市町村立図書館にも実施を働きかけます。

ロ) 広報紙・ホームページ等による情報提供の充実

県立図書館において、子どもや保護者、ボランティアなどに対し、広報紙・ホームページ等を通じて、子どもの読書活動に関する情報提供に努めます。

また、市町村立図書館においても情報提供の充実を働きかけます。

③ 子どもの読書に関するレファレンス^{*}・読書相談の充実

県立図書館において、子どもや保護者、図書館職員、ボランティア、教員等からの子どもの読書に関するレファレンス・読書相談に対応するとともに、県内の図書館サービスの向上が図られるよう、市町村立図書館における子どもの読書に関するレファレンス・読書相談の支援に努めます。

④ 子どもの読書活動に関する情報提供と支援機能の強化

県立図書館において、子どもの読書活動を支援するセンター機能を充実させ、子どもの読書活動に関する情報収集や広報等を行うとともに、子どもの読書活動の支援に向け、講師の派遣やボランティア団体等の情報、また、家庭での読書活動に役立つ情報提供に努めます。

⑤ 図書館担当職員(司書)の研修の充実

県立図書館において、子どもの読書活動を全県的に推進する観点から、児童図書の選択・収集・提供、子どもの読書活動に資する取組の企画・実施、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導等に高い専門性をもって対応できるよう、全国や九州で開催される研修会・研究大会等に積極的に参加し、知識や技能等の習得に努めます。

また、その内容について県内の研修会等で還元し、市町村立図書館等職員の専門的知識・技能を高めるよう努めます。

⑥ 障がいのある子どもに対する図書館サービスの充実

県立図書館において、障がいのある子どもの読書活動を支援するため、特別支援学校をはじめ関係機関との連携を深め、障がいに応じた資料収集に努めるとともに、障がいのある子どもが利用しやすい環境づくりに努めます。

また、特別支援学校に対する各種貸出サービスの周知を図ります。

市町村立図書館や学校図書館においても、子どもが安心して読書に親しめるよう読書活動に係る環境の整備を促します。

⑦ 情報化の促進

県立図書館において、県内すべての市町村立図書館や大学図書館等の蔵書をインターネットで一元的に検索できる横断検索システムの維持・充実に努めます。

また、公民館図書室を含む市町村立図書館において、インターネット検索システムの導入や利用者用コンピューターの設置等の情報化が図られるよう働きかけます。

更に、学校図書館の読書環境の充実のため、学校図書館に所蔵していない本を、公立図書館から貸出しできるシステムの構築に向けて、市町村立図書館と学校図書館のネットワーク化を働きかけます。

⑧ 公立図書館相互や関係機関との連携・協力の推進

ア) 市町村立図書館への支援と連携の強化

県立図書館において、レファレンスの援助、司書の研修等を通じて、市町村立図書館の児童サービスを支援します。さらに市町村立図書館の児童サービスの現状把握を行うとともに、情報の共有に努めます。

イ) 関係機関等との連携・協力の促進

公立図書館、特に市町村立図書館を中心として、読み聞かせグループなどのボランティア団体や青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、保育所、児童館、民間施設などの関係機関と連携・協力し、子どもの読書活動に関する行事や講座等の充実、ブックリスト等の配布により、県内のあらゆる地域で本に出会える環境づくりをすすめ、子どもの読書活動を推進する取組を働きかけます。

⑨ 学校図書館との連携・協力の推進

学校における学習を支援するとともに、学ぶ意欲の向上を促すため、県立図書館と学校図書館とのネットワークを強化し、学校へ資料の貸出しを行うことにより、学校との連携・協力の推進に努めます。

また、市町村立図書館において、小・中学校との連携・協力の推進が図られるよう促します。

⑩ 読書ボランティアの養成と活動支援

県立図書館では、県内の各地域や学校において子どもの読書に関わるボランティア活動をしている方を支援するため、資質向上の機会の提供等に努めます。

また、市町村立図書館においても読書ボランティアの養成が促進され、県内全域で子どもの読書環境が充実するよう働きかけます。

⑪ 調べ学習等への対応の充実

県立図書館において、休館日の図書館を学校の調べ学習に開放するスクールサービスデー等を実施し、学校や市町村立図書館における調べ学習に関する資料・情報の収集及び提供に努めます。

また、市町村立図書館において、調べ学習が展開されるよう、資料の収集・提供等の充実を促します。

(2) 公民館・児童館等における取組

<公民館・児童館等の役割>

公民館や児童館は地域住民の学習活動や子どもの健やかな成長を目的とした地域コミュニティの拠点施設であり、特に公民館には家庭・地域・学校の連携の拠点としての機能も求められています。

これらの施設は、子どもが本と出会い親しむ機会を提供し、子どもの読書について気軽に相談できる場所となるような環境整備に努めるとともに、読書活動の意義や重要性の普及啓発に努めることが期待されています。

<具体的な方策>

① 読書に親しむ機会の充実

子どもの読書への興味・関心を高めるため、図書室において保護者や地域ボランティアによる読み聞かせやおはなし会などの活動を促すとともに、「放課後子ども教室^{*}」や「放課後児童クラブ^{*}」の活動においても、読み聞かせ等の読書活動が一層充実されるよう働きかけます。

② 読書環境の整備・充実

ア) 子どもが読書に親しむ環境の整備

図書を気軽に閲覧できるための配慮、希望図書の貸出し等、子どもが読書に親しむための環境づくりを促進します。

イ) 図書室の整備・充実

蔵書の充実を図り、子どもが楽しめる配架の方法を工夫するなど、図書室の充実を促します。

ウ) 公民館講座を通じた読書活動への理解の促進

公民館講座において、読書活動をテーマにした講座の開催を働きかけます。

③ 職員の知識・技術の向上

職員の読み聞かせ等の知識・技術の習得、その向上を目的とした研修会等への参加を促します。

(3) ボランティア等における取組

<ボランティア等の役割>

読書ボランティア団体には、読み聞かせ等の活動を行うとともに、学校や家庭、図書館・公民館・児童館等と連携した読書活動推進の取組への支援が期待されています。

また、保健所・保健センターなどの関係機関等においても、保護者に対して、読書活動の重要性の理解促進を図り、子どもが読書に親しむ機会の提供を行うなど、大きな役割を果たすことが期待されています。

＜具体的な方策＞

① 情報収集・提供の充実

読み聞かせグループ等のボランティア団体の活動を支援するため、情報収集・提供を行うとともに、県内ボランティア団体等の情報共有及び啓発のための手段としてホームページ等を活用し、県民に広く情報を発信するよう努めます。

② 研修機会等の支援

読み聞かせグループ等のボランティア団体への質の高い研修や講座、講演会など、資質向上のための機会の提供、活動の場の提供など、活動を支える仕組みづくりの推進に努めます。

③ 子ども読書に関わる機関や団体等のネットワークの構築

家庭・地域・学校すべてが連携して子どもの読書活動を推進していくために、関係機関や団体等の全県的なネットワークを構築し、情報を共有しながら子ども読書活動の推進に努めます。

また、各市町村の公立図書館等を中心とした各地域におけるネットワークの構築に向けた取組を促します。

④ 「子どもゆめ基金^{*}」等の活用の促進

国の民間団体に対する支援である「子どもゆめ基金」や各種財団事業の周知に努め、その活用を奨励することにより、子どもの読書活動を推進するボランティア団体等の活動の充実を促します。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園^{*}等における取組

＜幼稚園・保育所・認定こども園等の役割＞

子どもの読書習慣を形成するためには、乳幼児期において、絵本の読み聞かせ等により本に親しむ機会を提供するなど、子どもの読書活動の基礎を築く役割を果たすことが求められます。幼稚園・保育所及び認定こども園等においては、絵本や紙芝居等を整備し、子どもがいつでも本を手にとれる環境を整え、読書の楽しさを積極的に伝えることが期待されます。

＜具体的な方策＞

① 資料、設備の整備・充実

乳幼児が主体的に絵本や物語に親しむため、興味・関心、発達段階などに応じた絵本や紙芝居等を整備するとともに、乳幼児が自ら手にとって本に親しみ、落ち着いてじっくりと見ることができる読書スペースを設置するなどの環境づくりに努めます。

② 絵本等に親しむ機会の充実

ア) 指導計画への位置付けの推進

指導計画の中に、発達段階に応じた絵本等を位置付け、乳幼児が絵本や物語、紙芝居等に一層親しむ機会を確保するよう促します。

イ) 家庭との連携による読書活動の推進

読み聞かせや絵本等との出会いの重要性を家庭に伝えるとともに、保護者やボランティア等の協力を得て、絵本の読み聞かせや絵本の貸出しなどを行い、家庭における読み聞かせ等の活動を推進します。

③ 教職員、保育士等の資質向上

乳幼児が絵本や物語等に親しむ活動の取組に向け、講習会や研修会への積極的な参加を促し、研修等を通じて教職員や保育士の理解や技能を高めるよう努めます。

④ 公立図書館や保護者、ボランティア等との連携・協力の推進

公立図書館や保護者、ボランティア等との連携により、子どもの発達段階に応じた図書を選定し、その紹介に努めます。

(2) 小学校・中学校・高等学校等における取組

<学校の役割>

学校では、従来から各教科等における学習活動を通じて読書活動が行われており、子どもの読書習慣の形成と情報活用能力の育成という大きな役割を担っています。

学校教育法においては、義務教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。

また、現行の学習指導要領においても、各教科等における言語活動の充実を目指し、学校図書館の一層の活用を図ることが必要とされ、学校における読書活動がますます重要視されています。

これらを踏まえ、学校においては、校長のリーダーシップのもと、学校図書館活動の充実に向け、司書教諭が中心となり、学校全体で組織的に取り組む体制を整備するとともに、「読書センター」「学習・情報センター」としての学校図書館の計画的な活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められます。

<具体的な方策>

① 学校における体制づくりの推進

ア) 学校全体で取り組む読書活動推進の体制づくり

すべての教職員が学校図書館の機能を活用した授業や取組を行えるよう、校長をはじめとする管理職、司書教諭および図書館担当教員、学校司書等が連携した校内組織の充実を促します。

また、学校図書館教育に関する校内研修の実施に取り組むとともに、校外研修への参加を促進します。

イ) **教育計画および年間指導計画における位置付け**

長期的なビジョンに立ち、教育目標の実現に寄与し、子どもの読書活動や学習に役立つ学校図書館づくりをすすめるとともに、学校図書館教育全体計画を作成すること、各教科等の年間指導計画に学校図書館の活用を位置付けることを促進します。

ロ) **年間活動計画作成の促進**

司書教諭や専門的な知識・技能を有する学校司書が中心となって計画する全校的な読書活動について、年間活動計画の作成を促進するとともに、すべての教職員が目的を共有し、共通の意識を持って実施するよう働きかけます。

1) **学校図書館の計画的な利用の促進**

各教科、総合的な学習の時間、特別活動^{*}等の全教育活動における計画的な利用を促し、「読書センター」「学習・情報センター」としての図書館機能の活用を促進します。

ハ) **学校図書館の充実に向けた指導と助言**

指導主事による学校訪問の際には、学校図書館に関する状況を把握するとともに、読書活動の推進についての指導と助言を行います。

カ) **学校図書館についての情報提供の充実**

国等の学校図書館に関する情報を収集し、子どもの読書活動推進に関するホームページ等を通じて、学校図書館へ情報提供を行います。

② **読書習慣の確立・読書指導の充実**

ア) **各教科等における読書活動の促進**

各教科等の授業において本を紹介するなどの取組を行うことにより、児童生徒の興味・関心に応じた読書支援の充実を促します。

イ) **朝読書、読み聞かせ等の読書活動の推進**

児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせるため、朝の読書活動をはじめとする集団読書や読み聞かせ、ブックトーク^{*}等の一層の取組を促します。

ロ) **推薦図書等の選定・活用**

大分県学校図書館協議会の選定図書や子どもの発達段階に応じて選定された県立図書館推薦図書リストを引き続き活用するとともに、学校独自の推薦図書の選定に取り組むよう促します。

1) **読解力・情報活用能力の育成**

学校図書館を効果的に活用することによって、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等において、調べ学習や多様な学習活動を展開し、読解力や情報活用能力の育成が図られるよう促します。

ハ) **先進的な取組の紹介による読書活動の推進**

子どもの読書活動を推進する関係者などを対象とした交流会等の機会に、読書活動の先進的な取組を行っている学校の実践事例を紹介することにより、各学校における多様な読書活動の展開を促進します。

か) 図書委員会活動の活性化

児童生徒による図書委員会活動に関する交流や情報交換を促進します。

③ 学校図書館の整備・充実

ア) 蔵書の整備・充実

【小学校・中学校において】

各市町村に対して、「学校図書館図書整備5か年計画」*（平成24年～28年）による地方交付税措置に基づき、学校図書館図書標準を達成するとともに、新聞を活用した学習を行う環境を整備するために、必要な予算措置を講じ、図書館資料の整備・充実を図るよう働きかけます。

また、情報が古くなった資料等の適切な更新を行うよう促します。

【高等学校等において】

学校図書館機能を更に充実させ、生徒の探究的な学習を効果的に実施することを目指して、図書および新聞等の整備・充実に努めるとともに、情報が古くなった資料等の適切な更新を行うよう促します。

イ) 魅力的な図書資料等の充実

児童生徒が読みたくなる本や授業利用に役立つ本を中心に学校独自で選定し、計画的に図書資料の充実を図られるよう促します。

ロ) 施設・設備の整備・充実

児童生徒が行きたくなる、本が読みたくなる学校図書館になるように、施設・設備の充実を図るとともに、余裕教室*などの有効活用等による読書スペースの整備・充実、学級文庫の設置など、常に本を手にとることができる読書環境づくりの工夫に努めます。

ハ) 学校図書館の情報化の促進

学校図書館の情報化を図るため、学校図書館にコンピューターを整備し、蔵書のデータベース化を進めるとともに、校内LANによって、学校内のどこにあっても学校内外の図書情報にアクセスできるよう、図書資料などの資源を共有する取組等を促進します。

また、機器等の適切な維持管理が図られるよう促します。

④ 学校図書館活用推進のための人的配置の推進

ア) 司書教諭の役割の明確化

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップのもと、司書教諭が十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮等の工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図るよう努めます。

イ) 司書教諭の発令の促進

司書教諭の養成を促進することなどにより、12学級未満の学校においても司書教諭が配置できるよう学校図書館にかかわる人づくりを促します。

り) **学校司書の配置の促進**

学校図書館には、子どもと本をつなぐ専門的職員として常駐の学校司書が必要です。学校司書が学校図書館を整備し、子どもたちが自主的に学べる環境を整え、司書教諭と連携して様々な読書活動を企画・運営したり、学習活動を支援したりすることが有効です。

【小学校・中学校において】

国は各市町村に対して、平成24年度から地方交付税措置により、学校司書配置に必要な予算措置を講じています。県も学校司書の小・中学校図書館への配置を促します。

【高等学校等において】

学校図書館の一層の活用を図るため、今後も学校司書配置の確保と充実に努めます。

イ) **学校司書と司書教諭の連携の促進**

【小学校・中学校において】

学校司書の全校配置が促進されるよう市町村に働きかけるとともに、研修会での連携事例の紹介や先進校における取組の普及等を通して、学校司書と司書教諭の連携が図られるよう促します。

【高等学校等において】

学校図書館の活用を更に充実するため、研修会での連携事例の紹介や先進校における取組の普及等を通して、学校司書と司書教諭の連携促進に努めます。

ロ) **研修等の充実**

学校図書館に関する最新の情報提供や学校図書館の活用及び運営等に関する研修を行うことにより、司書教諭と学校司書等、更に校長や教頭などの管理職、一般教職員の資質の向上と意識の醸成を図ります。

⑤ **家庭・地域との連携による読書活動の推進**

ア) **公立図書館との連携の推進**

公立図書館の司書による学校での読み聞かせやブックトークの実演、読書活動や学習成果物等の公立図書館での展示会開催など、公立図書館と連携した多様な読書活動の展開を図るよう促します。

また、情報や資源の共有化を図り、公立図書館と学校図書館とのネットワーク化を促進します。

イ) **家庭・地域との連携の促進**

家庭における読書習慣を身に付けさせるため、学校だよりなどを活用した読書のすすめや読書会等の取組を促進するとともに、読み聞かせボランティアや地域住民の協力による読み聞かせなどの機会の提供を促します。

り) **学校図書館の適切な開放の促進**

小・中・高等学校や地域の実情に応じて、学校図書館の地域住民への開放が進むよう促します。

⑥ 障がいのある子どもの読書活動の推進

ア) 読書指導の充実

a 教職員の専門性の向上

障がいの状態や発達段階に応じた読書活動や読書環境の工夫など、優れた実践事例の紹介等により、読書活動推進に関する教職員の意識の向上を図ります。

また、専門的な理解や技能を得ることができるよう、研修会等への参加を促進するとともに、その内容について周知する体制づくりに努めます。

b 障がいの状態に応じた読書活動の充実

一人一人の興味・関心を喚起することができるよう、読み聞かせやパネルシアター^{*}等に取り組み、学習の場や日常生活で本に触れる機会を多く設定したり、あらゆる障がいに応じた読書活動のための補助用具の整備・活用に努めます。

c ボランティア等への支援の充実と連携の促進

障がいのある子どもと本をつなぐ読み聞かせ等のボランティアグループを育成し、活動を支援します。読み聞かせ等ボランティアグループが障がいについて学ぶ研修機会の提供に努めます。

また、学校と保護者や地域のボランティア等との連携を図ります。

イ) 学校図書館の整備・充実

a 障がいの状態や発達段階に応じた図書資料等の充実

障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験することができるよう、子どもの様々な障がいの状態や発達段階に応じた図書資料等の選定に努めます。

b 読書環境の整備・充実

公立図書館と連携し、必要な資料の提供の充実を図るとともに、読書環境の充実に努めます。

4 普及啓発活動

子どもの読書活動の推進に向けて、その意義や重要性について広く県民の理解と関心を高めるとともに、子どもの読書活動に関する情報の収集・提供に努める必要があります。

<具体的な方策>

① 「子ども読書の日」を中心としたイベント等による普及啓発活動の推進

・「子ども読書の日」（4月23日）及び「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）を県民に広報し、県立図書館において子どもが読書に親しむことを目的とした行事を開催するとともに、各市町村でも活発に実施されるよう促します。

また、県や市町村の行事などについて、ホームページ等を通じた県民への広報に努めます。

・子どもの読書活動を推進する関係者などが交流し、その活動を発表・共有する機会を提供することにより、家庭・地域・学校における子どもの読書活動に対する理解の促進を図ります。

② 優れた取組の奨励

国の表彰制度および、県の読書活動コンクール等により、特色ある実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人を表彰し、表彰校等の優れた取組の奨励を図るとともに、ホームページや事例発表の機会等を通じて、実践例を広く紹介します。

③ 各種媒体による広報活動の推進

ア) ホームページを活用した広報活動の推進

県内のボランティア団体等の情報をはじめ、県内外の子どもの読書活動に関する様々な情報の窓口となるホームページを設け、県内全域に広く情報提供を行います。

イ) あらゆる機会を通じた広報活動の推進

県内外の子どもの読書活動に関する様々な情報発信を行うとともに、読書活動の意義及び重要性などについての普及啓発を図るため、リーフレットや広報紙の発行、マスメディア等を通じて、広く県民に情報提供を行います。

第4章 推進施策の効果的な実施に向けて

1 推進体制の整備

(1) 県の推進体制の充実

学校、図書館、市町村、民間団体等の関係者からなる「大分県子ども読書活動推進連絡会議」を定期的開催し、家庭・地域・学校の連携・協力の在り方についての検討や情報交換等を行い、その成果を生かしながら施策の効果的な推進に努めます。

また、子どもの健やかな成長を目指し、庁内部局関係課相互の密接な連携を図るとともに、市町村、関係機関、民間団体等との連携を深め、施策を総合的、計画的に推進します。

(2) 市町村との連携・協力体制の強化と推進計画策定の働きかけ

子どもの読書活動の推進に関する総合的な推進を図るため、県と市町村がそれぞれの役割を担いながら、連携・協力を努めます。

県においては、市町村が実施している子どもの読書活動推進に関する様々な情報を収集し、各市町村に提供することにより、市町村間の連携・協力体制の整備が推進されるよう努めます。

また、子ども読書活動推進計画が未策定の市町村に対して、各地域の特性を生かした推進計画が策定されるよう働きかけます。さらに、策定された「子ども読書活動推進計画」の評価・検討が行われ、計画が確実に実行されるよう促します。

(3) ボランティア団体等との連携・協力の促進

県内における子どもの読書活動を支援するセンター機能を整備し、子どもの読書に関する積極的な情報収集・提供を行うとともに、ボランティア団体等のネットワーク化を促進します。

また、家庭文庫^{*}や読み聞かせグループ、学校、図書館関係者、保護者等の交流の機会を提供することにより、子どもの読書活動にかかわる人々の連携・協力の促進に努めます。

2 計画の進行管理及び目標指標

本計画の効果的な実現を図るため、施策の進捗状況や目標指標（別表）の達成状況等を検証し、「大分県子ども読書活動推進連絡会議」に報告して評価・検討を頂き、その内容を踏まえて必要な見直しを行うなど、適切な進行管理に努めます。

(別表)

目標指標

指 標 名		現 状 値	目 標 値	
			年度	平成30年度
読み聞かせグループの数		313 グループ	H24	350 グループ
公立図書館における中学生以下の子ども1人あたりの児童書年間貸出冊数		10.7冊	H24	14.6冊
読書活動を週1回以上実施している学校の割合	小学校	96.9%	H24	100.0%
	中学校	50.4%	H24	94.0%
	高 校	28.9%	H24	40.0%
1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合	小5	89.9%	H25	100.0%
	中2	83.3%	H25	90.0%
	高1	57.7%	H25	70.0%
読書が好きな児童生徒の割合	小6	72.7%	H25	82.0%
	中3	67.8%	H25	77.0%
	高1	65.6%	H25	75.0%
学校図書館図書標準を達成している学校の割合	小学校	68.2%	H24	100.0%
	中学校	64.7%	H24	100.0%
学校図書館においてボランティアなどと連携している小学校の割合		81.3%	H24	96.0%
小中学校における学校司書の配置割合	専任配置	21.5%	H25	50.0%
	兼任配置	66.7%	H25	50.0%
子ども読書活動推進計画を策定している市町村の割合		66.7%	H25	100.0%

参 考 資 料

1	子どもの読書活動の推進に関する法律	27
2	県内公立図書館等一覧	29
3	用語解説	30

1 子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「衆議院文部科学委員会における附帯決議」

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2 県内公立図書館等一覧

<公立図書館>

平成25年8月1日現在

	館名	郵便番号	所在地	電話番号
1	大分県立図書館	870-0008	大分市王子西町14番1号	097-546-9972
2	中津市立小幡記念図書館	871-0056	中津市片端町1366番地の1	0979-22-0679
3	中津市立三光図書館	871-0102	中津市三光成恒437番地の2	0979-43-2032
4	中津市立本耶馬溪図書館	871-0202	中津市本耶馬溪町曾木1800番地	0979-52-3033
5	中津市立耶馬溪図書館	871-0405	中津市耶馬溪町大字柿坂520番地	0979-54-3111
6	中津市立山国図書館	871-0712	中津市山国町守実130番地	0979-62-2141
7	豊後高田市立図書館	879-0605	豊後高田市御玉101番地1	0978-25-5115
8	宇佐市民図書館	879-0453	宇佐市大字上田1017番地の1	0978-33-4600
9	宇佐市民図書館安心院分館	872-0521	宇佐市安心院町下毛2130	0978-44-1111
10	宇佐市民図書館院内分館	872-0332	宇佐市院内町山城39	0978-42-5111
11	杵築市立図書館	873-0001	杵築市大字杵築1番地1	0978-62-4362
12	別府市立図書館	874-0942	別府市千代町1番8号	0977-23-2453
13	国東市国見図書館	872-1401	国東市国見町伊美2300-2	0978-82-1585
14	国東市くにさき図書館	873-0503	国東市国東町鶴川160-2	0978-72-3500
15	国東市武蔵図書館	873-0412	国東市武蔵町古市1131-1	0978-69-0946
16	国東市安岐図書館	873-0202	国東市安岐町瀬戸田728番地	0978-67-3551
17	日出町立萬里図書館	879-1506	速見郡日出町2602番地の2	0977-72-2851
18	大分市民図書館本館	870-0839	大分市金池南1丁目5番1号	097-576-8241
19	大分市民図書館コパ'ルホール分館	870-0021	大分市府内町1丁目5番38号	097-538-3500
20	臼杵市立臼杵図書館	875-0041	臼杵市大字臼杵6番地の16	0972-62-3405
21	臼杵市立臼杵図書館野津分館	875-0201	臼杵市野津町大字野津市184	0974-32-3317
22	津久見市民図書館	879-2431	津久見市大友町5-15	0972-85-0080
23	由布市立図書館	879-5506	由布市挾間町挾間104-1	097-586-3150
24	由布市立図書館庄内分館	879-5406	由布市庄内町西長宝420番地	097-582-0214
25	由布市立図書館湯布院分館	879-5102	由布市湯布院町川上3758番地1	0977-84-2604
26	佐伯市立佐伯図書館	876-0843	佐伯市中の島2丁目20番33号	0972-24-1010
27	竹田市立図書館	878-0013	竹田市大字竹田1980番地	0974-63-1048
28	豊後大野市中央図書館	879-7125	豊後大野市三重町内田881番地	0974-22-7733
29	豊後大野市歴史民俗資料館図書室	879-6643	豊後大野市緒方町下自在172	0974-42-4141
30	日田市立淡窓図書館	877-0003	日田市上城内町1番72号	0973-22-2497
31	九重町・図書館	879-4803	玖珠郡九重町大字後野上17-4	0973-76-3888

<公立図書室及び図書館類似施設> ※公立図書館未設置の2町村のみ掲載

	館名	郵便番号	所在地	電話番号
1	姫島村中央公民館図書室	872-1501	東国東郡姫島村1630番地の1	0978-87-2540
2	玖珠町わらべの館	897-4404	玖珠郡玖珠町大字森868-2	0973-72-6012

3 用語解説

(五十音順)

- 大分県図書館情報ネットワーク (OLIB) (p. 6)
大分県図書館情報ネットワーク (OLIB)、通称「オリーブ」。大分県立図書館のホームページからアクセスできる、県内の公立図書館、学校図書館等向けの県立図書館蔵書検索・予約システム。
- 学校図書館図書標準 (p. 8)
公立義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じた標準冊数を定めたもの。
- 家庭文庫 (p. 24)
子どもの読書活動を推進するため、個人が自宅を開放し、児童図書の貸出しやおはなし会等を行う場。
- 子ども読書の日 (p. 14)
4月23日。「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられた。
- 子どもゆめ基金 (p. 17)
(独) 国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動等の振興を図る活動に対して助成を行うもの。
- 司書教諭 (p. 7)
学校図書館法第5条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務を担う職員のこと、教諭をもって充てる。12学級以上の学校には司書教諭を配置することが義務づけられている。
- 児童館 (p. 9)
児童福祉法第40条に規定される児童厚生施設の一つ。児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進したり、情操を豊かにしたりすることを目的としている。
- 学校図書館図書整備5か年計画 (p. 20)
公立義務教育諸学校において、学校図書館図書標準を達成するための経費として、平成24年度からの5年間で、単年度約200億円、総額約1,000億円、また、新聞一紙を配備する経費として単年度約5億円、総額約75億円の地方交付税措置が講じられることとされている。
- ストーリーテリング storytelling (p. 13)
語り手が昔話や物語を覚えて、聞き手に語り聞かせること。

○ 読書活動 (p. 1)

子どもが本を読むことはもちろん、絵本を見たり、ストーリーテリングを聞いたりすること、読書会や朗読会等に参加すること、また、読書感想文を書いたり、そのコンクールに参加することなど、子ども自身が読書に関わりを持つこと。

○ 特別活動 (p. 19)

小学校では「学級活動」、「児童会活動」、「クラブ活動」及び「学校行事」を指す。

中学校では「学級活動」、「生徒会活動」及び「学校行事」を指す。

高等学校では「ホームルーム活動」、「生徒会活動」及び「学校行事」を指す。

○ 認定こども園 (p. 17)

幼稚園・保育園等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設。

○ パネルシアター panel theater (p. 22)

白や黒の起毛した布地を張ったパネル(舞台)に、不織布で作った人形や絵を貼ったり外したり動かしたりしながら、話の内容に合った場面を構成し演じる、動く紙芝居のようなもの。

○ ブックスタート bookstart (p. 13)

乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんと保護者に対し、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡す運動。

○ ブックトーク booktalk (p. 19)

一つのテーマに沿って、何冊かの本をいろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうための手法。

○ 放課後子ども教室 (p. 16)

すべての児童を対象に、放課後や週末等に小学校の余裕教室などを利用して、勉強やスポーツ・文化活動等の取組を実施し、子どもたちを地域社会の中で、心豊かで健やかにはぐくむことを目指す取組。

○ 放課後児童クラブ (p. 16)

保護者が労働等により昼間家庭にいない、おおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後などに小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る取組。

○ 余裕教室 (p. 20)

学級数の減少によって恒久的に使われなくなった普通教室を指す。

○ レファレンス(レファレンスサービス) reference service (p. 14)

利用者の質問や相談等に、司書が所蔵資料等を活用して調査し、資料や情報の提供などを行う図書館サービス。

美術品の取得について

26. 3. 17

I 南海コレクションとは

- (1) 佐伯市にある健康保険南海病院(以下「南海病院」という。)において、昭和50年代、医療の一環として、来院者などの癒しのため収集された絵画など約600点。
- (2) 20世紀のフランス美術の画家やパリで学んだ日本人画家を主体とした明るい具象画が多く、病院内に展示されている。
- (3) これらのうち、以下3作品を含む主要な50点が、芸術会館に寄託されている。



マルク・シャガール
「母と子」



マリー・ローランサン
「楽器を奏でる従者と女性」



ピエール・ボナール
「白いコルサージュの女」

II コレクションと県との関わり

- (1) 芸術会館において、平成16年度「パリと画家たち」展を開催し、初めてコレクションが多くの県民に鑑賞された。
- (2) その後、芸術会館に寄託された50作品を、H20年度～H25年度の6年間に亘って、芸術会館の展覧会で展示しており、作品の優しい雰囲気県民の心を和ませ、根強いファンを形成している。

III コレクションの取得について

- (1) 南海病院の経営母体である、社団法人全国社会保険協会連合会(以下、「全社連」と言う。)は、寄託50作品について、寄託先の大分県に対して25年度中の売却を打診。
- (2) 県内確保の必要性
 - ① 日仏の主要な画家の作品が、まとまったコレクションとして、身近にある状況が極めてまれなこと
 - ② 洋画部門の充実につながる優れたコレクションであること
 - ③ 県民に親しまれてきた貴重なコレクションであること
 などを踏まえ、散逸の危機を回避し県内での確保を行い、27年春開館予定の県立美術館に作品を引き継ぐ意義がある。
- (3) 専門家の作品評価は3億9,908万円。当該評価額を踏まえ、本県との関係性や芸術会館のこれまでの管理経費などを考慮した金額を提示し合意に達した。
- (4) 3月6日に、3月補正予算が成立し、2億円を美術品取得基金に積み増した。
- (5) 3月10日に、コレクション50作品取得について、大分県県有財産条例第2条の規定により、議会へ提案する。取得予定額は、評価額3億9,908万円から管理経費9,995万円減額した2億9,913万円。

マレガ・プロジェクトに係る協力協定締結について
(平成26年2月18日：大分県教育委員会と人間文化研究機構)

26.3.17 先哲史料館

マレガ・プロジェクト

- 昭和4年来日したイタリア人神父マリオ・マレガ氏(1902-1978)が、大分県内で「豊後キリシタン関係史料」を調査し、帰国する際に収集した史料群をバチカンに送った。この史料群がバチカン図書館に収蔵されていることが判明。約1万点。
- この史料群の国際共同研究「マレガ・プロジェクト」を、国文学研究資料館を中心に、国費(大学共同利用機関法人人間文化研究機構の研究費)を活用して調査・研究する。
- プロジェクト期間：平成26年2月18日から平成32年3月31日まで
- 協力機関：人間文化研究機構内＝国立国文学研究資料館、国立歴史民俗博物館
人間文化研究機構外＝大分県立先哲史料館、東京大学史料編纂所

1 大分県教育委員会と人間文化研究機構との協力協定

- (1) 国家間での協定：人間文化研究機構とバチカン図書館による協力覚書締結(25年11月26日)
覚書の中に、参加機関として「大分県立先哲史料館」が明記
- (2) 国内での協定：大分県教育委員会と人間文化研究機構との協力協定の締結(26年2月18日)

2 大分県教育委員会(先哲史料館)の役割

- (1) バチカン図書館調査に参加(経費は機構負担)し、その後の目録作成等を行う
 - ① 協定以前の調査：24年2月、先哲史料館による資料確認(県費)
25年2月、国文学研究資料館・東京大学史料編纂所による資料確認
25年9月、協定について協議、概要調査(先哲史料館1名、1週間)
 - ② 現地調査：平成26～27年度 先哲史料館1～2名、2週間
 - ③ 目録作成：平成27～30年度 先哲史料館において届いた写真による作業
- (2) 基礎調査となる豊後キリシタンやマリオ・マレガ氏に関する大分県内の史料調査
- (3) バチカン図書館職員等も含む研究者による大分県内における調査の受け入れ
- (4) 国際シンポジウムの開催(平成31年度)(予定)

3 史料の意義

- (1) 本史料群の大半が未公開。これほどの規模の切支丹関係史料群は国内でも確認されていない。
- (2) 日本切支丹研究は勿論、世界のキリスト教研究、日欧交流史など多くの分野の研究に資する。
- (3) 大分県に残る古文書・遺跡等と研究することで、江戸時代の人々の生活をより具体化できる。

4 プロジェクト終了後に先哲史料館に認められる権利

- (1) 史料のデジタルデータの所持
- (2) 閲覧室での公開を含む研究及び教育的な利用

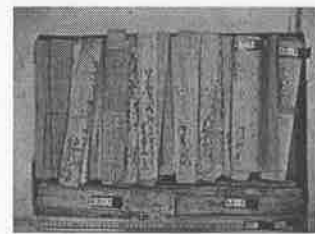
《バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ収集文書の現状》



21袋に収納



束ねられた史料



箱詰めされた史料



切支丹類族の死亡届 享保13年(1728)
於牟連村(おむれむら、臼杵市野津町)の清八(3歳)死亡
(清八の高祖父が転び切支丹)

第3 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

【重大事態】
 ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
 ・ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていいる疑いがあるとき。不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合。
 ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立があったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査。

○ 重大事態の報告
 県立学校は、県教育委員会を通じて知事へ、私立学校は、私立学校主管部局（生活課環境部私学振興・青少年課）を通じて知事へ報告する。

○ 調査主体

学校設置者又は学校

学校の設置者又は学校

教育委員会又は学校が重大事態と判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うために速やかに専門的知識及び経験を有し利害関係を有しない第三者により構成される調査組織により、公平性・中立性を確保し調査を行う。

○ 調査の実施

学校の設置者・学校は、たとえ不都合な事実があったとしても事実にかかわらず、調査を行うこととする姿勢で当該調査を行うことが重要。
 ○ 再調査の実施
 ・ 重大事態の報告を受けた知事は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。

(2) 再調査の実施

○ 再調査の実施
 ・ 重大事態の報告を受けた知事は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。
 ・ 再調査を行う機関の構成員は、関係者と利害関係のない専門的な知識等を有する第三者とし、当該調査の公平性・中立性を図る。

○ 再調査の結果を踏まえた措置
 ・ 知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、県立学校に対し重大事態への対処又は同種事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。私立学校に対しては、同様に必要な措置を講ずることができよう適切に対応する。
 ・ 県立学校において再調査により必要な措置を講じた結果を議会に報告する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

(1) 市町村に対する要請

県は、市町村に対し、法に基づいた適切ないじめの防止等のための組織を設置し、必要な措置を講ずるよう要請し、必要な助言又は援助を行う。

(2) 学校法人に対する要請

県は、基本方針の策定から3年を目途とし、国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずる。

(3) いじめの防止等のための対策に関する重要事項

県は、基本方針の策定から3年を目途とし、国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずる。

大分県いじめ防止基本方針（概要）

1 策定の趣旨・位置付け

【趣旨】

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行を受け国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」を参照し、大分県におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、県、市町村、学校、地域、家庭、その他の関係者が連携の下、県民総ぐるみでいじめの問題に取り組むことを目的として策定する。

【位置付け】

いじめ防止対策推進法第12条に基づき大分県独自のいじめ防止基本方針

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 構成及び主な内容

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- (1) いじめ防止対策推進法制定の意義、基本理念
- (2) いじめの定義
 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (3) いじめの理解
 いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうるもの。
- (4) いじめの防止等に関する基本的考え方

第2 いじめの防止等のための対策の内容及び実施すべき施策

- (1) 県が実施すべき施策
 - ・ 大分県いじめ対策連絡協議会の設置
 - ・ 大分県いじめ解決支援チーム等の設置
 - ・ 基本的施策
- (2) 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）が実施すべき施策
 - ・ いじめの未然防止、早期発見のための措置
 - ・ 関係機関との連携、重大事態への対処
- (3) 学校が実施すべき施策
 - ・ 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ・ いじめの防止、早期発見、措置、関係機関との連携
 - ・ 学校におけるいじめの防止等のための組織

大分県いじめ防止基本方針

(案)



平成 26 年 月
大分県・大分県教育委員会

大分県いじめ防止基本方針

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめ防止対策推進法制定の意義	2
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
3 いじめの定義	3
4 いじめの理解	5
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方	5
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 県が実施すべき施策	8
2 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）が実施すべき施策	11
3 学校が実施すべき施策	13
第3 重大事態への対処	
1 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）又は学校による調査	17
2 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長による再調査及び措置	22
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する事項	
1 市町村に対する要請	23
2 学校法人に対する要請	23
3 いじめの防止等のための対策に関する重要事項	23
附則	
重大事態発生時の対応	24

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

大分県では、これまで、いじめの根絶を目指し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて、県民及び関係機関等と協力しながら、様々な取組を推進してきました。

しかしながら、今日の社会状況の著しい変化の中で、いじめの問題は複雑化・多様化し、インターネットを通じて行われるいじめ等新たな課題も生じてきました。

こうした社会情勢を踏まえ、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むべく、平成25年9月にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第12条で地方公共団体に対して、国による「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌し、地域の実情に応じた、地方いじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。

これを受けて、大分県では、本県におけるいじめの防止等のための対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、「大分県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を策定することとしました。

この県の基本方針の対象となる学校は、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）のうち、大分県教育委員会が設置する県立学校と大分県内の私立学校です。

対象となる各学校は、国のいじめ防止基本方針、県の基本方針を参酌して、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）の策定といじめ防止等を推進する体制づくりに取り組みます。

また、市町村や市町村が設置する学校においても、いじめを受けた児童生徒の生命・身体を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめの防止等の取組を効果的に進めていくことが重要です。そのためには、県、市町村、県内全ての学校、関係機関・団体等が考え方や情報を共有し、家庭・地域住民、その他の関係者が連携して取り組むことが望まれることから、県の基本方針も参酌して、それぞれの取組の推進をお願いします。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が丸となって組織的に対応することが必要である。

また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

本県におけるいじめの認知件数は、些細ないじめの事案も見逃さず、積極的ないじめの把握に努めた結果、平成18年度以降2,000件台から3,000件台で推移しており、いじめを背景とした、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案の発生も懸念される。

大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いのものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもある。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

法第3条に示されているように、いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

よって、県の基本方針は、上記基本理念を踏まえ、さらに、これまでのいじめの対策の蓄積を活かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

3 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

(3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- (5) いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。

具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

- (6) 具体的ないじめの態様 (例)

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 身体や動作について不快なことを言われる
 - ・ 方言、言葉遣い、発音等について執拗に真似される
 - ・ 存在を否定される
 - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる など
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・ 遊びやチームに入れてもらえない
 - ・ 席を離される など
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 強弱を問わず身体を叩かれたり、触っていないふりをされたりする
 - ・ 殴られる、蹴られるが繰り返される
 - ・ 遊びと称して格闘系の技をかけられる など
- ④ 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 脅かされ、お金を取られる
 - ・ 靴に画鋲やガム、ゴミ等を入れられる
 - ・ 写真や鞆、靴等を傷つけられる など
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ 万引きやかつあげ等法に触れる行為を強要される
 - ・ 大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・ 教師や大人に対して暴言を吐かせられる など
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ インターネット上の掲示板、ブログ等に恥ずかしい情報を載せられる
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる
 - ・ SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) 等のグループから故意に外される など

- (7) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ早期に警察に相談することが重要なもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 いじめの理解

- (1) いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こりうるもの」である。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査（平成25年7月）の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。
- (3) 本県はいじめの態様では「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が全体の3分の2を占め、その加害側が「いじめ」であるとの認識が乏しい中で行われている。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるようにすることが必要である。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、児童生徒に対し、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあってもいじめは、いじめる側が悪いということを明快かつ毅然とした態度で示す必要がある。

さらに、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人

の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる魅力ある学校づくりは未然防止の観点からも重要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。

特にいじめを受けている児童生徒には、

- ・ 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない（告げ口をしたとして）更にいじめが深刻になるのではないかな等の不安な気持ちから、いじめを受けている事実を言えない。
- ・ 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりする。
- ・ 「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ ストレスや欲求不満の解消を他の児童生徒に向けることがある。

等の心理状態を踏まえた対処が必要である。

また、いじめを行った児童生徒の原因や背景については、

- ・ いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ・ 自分がいじめのターゲットにならないように、いじめに加わることがある。
- ・ いじめを受けている側にも原因、問題があると考え、いじめの行為を正当化することがある。
- ・ 学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、児童生徒のストレスのはけ口的手段としていじめが発生する。
- ・ 相手の人権への配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことなどによりいじめが発生する。

等の心理状態を踏まえつつ、校内いじめ対策委員会等を活用して、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる必要がある。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめ解決への迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童生徒が無意識に出しているささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したり、躊躇したりすることなく、個人面談や情報収集を行い積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、家庭における早期発見に向けた関わりができるよう保護者への啓発を行うとともに、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査等によって、常に児童生徒の状況を把握する体制づくりに努める。児童生徒が困った

時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりや教育相談、24時間いじめ相談ダイヤル等の電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して幅広く情報収集するなど、県民総ぐるみで児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、教職員が連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

また、保護者や県教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、福祉や警察等の関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しくなっていることから社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、子どもの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身につけさせ、他者を思いやる心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。

また、いじめの背景にある、子どもたちが抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、日頃から悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めその改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も大切である。

これら学校や保護者の取組に加え、いじめの問題への取組の重要性について、県民全体に認識を広め、家庭と地域とが一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

本県では、平成19年に策定した「地域協育振興プラン」に基づいて、教育の協働を推進するため「協育」ネットワークの構築・充実に取り組んでいる。その中で「地域協育プロジェクト会議」、「校区ネットワーク会議」等の開催や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用により、いじめの解決に向けた取組、ねらいを明確にするとともに、個人情報やプライバシーの保護に留意しながら、全ての大人が「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ち、いじめの問題について学校と地域、家庭とが連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や学校の設置者において、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、そのためには、平素から学校や学校設置者と関係機関の担当者窓口との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、重篤ないじめ事案に必要な支援を行うため、「大分県いじめ解決支援チーム」¹の積極的な活用やスクールサポーター等をはじめとした関係機関との情報交換、連携を図るほか、医療機関などの専門機関や法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒及び保護者へ適切に周知したりするなど、関係機関による取組と連携することも重要である。

脚注1：「大分県いじめ解決支援チーム」は、P10を参照

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 県が実施すべき施策

(1) 大分県いじめ対策連絡協議会の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

① 連絡協議会の設置

県は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に向けて、県や市町村、地域

の関係機関・団体等が連携した取組ができるよう、いじめの防止等に関する機関及び団体等の代表者等で構成する、「大分県いじめ対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

② 連絡協議会の構成員

連絡協議会は、県教育委員会、県生活環境部私学振興・青少年課、県福祉保健部こども子育て支援課、こころとからだの相談支援センター、児童相談所、県警察、地方法務局、県弁護士会、県医師会、県臨床心理士会など必要と認められる機関及び団体並びに市町村教育委員会、公立及び私立学校と市町村の福祉主管部の代表等で構成する。

③ 連絡協議会の役割

連絡協議会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、以下の事項について、情報共有および協議等を行う。

- ア 県の基本方針に基づく各団体等の取組状況
- イ いじめに関する地域の現状や課題
- ウ いじめの防止等に向けた効果的な取組
- エ いじめの防止等に向けた団体間の連携
- オ 県の基本方針に基づく取組の検証と県の基本方針の見直し 等

(2) 大分県いじめ解決支援チーム等の設置

県は、法第14条第3項及び第28条第1項に基づき、いじめの防止対策の在り方や実効性を高めるための調査機関と学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うために、県教育委員会に大分県いじめ解決支援チーム等（以下「いじめ解決支援チーム等」という。）を設置する。

① いじめ解決支援チーム等の構成

「いじめ解決支援チーム等」とは、県教育委員会に設置された「いじめ解決支援チーム」²と「学校問題解決支援チーム」³からなる組織を主体とし、学識経験者等、専門的な知識及び経験を有する第三者や教育委員会、PTA代表者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。

② いじめ解決支援チーム等の機能、役割

- ア 県の基本方針に基づくいじめの防止等の調査や有効な対策を検討するため専門的知見から支援を行うこと。
- イ いじめの問題等の未然防止、早期発見等の取組への的確な支援や第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- ウ 学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づく調査を行う場合に、必要に応じて専門的知見から助言を行うこと。

また、私立学校におけるいじめの事案に対しては、必要に応じて、私立学校主管部局（生活環境部私学振興・青少年課）と協議のうえ、問題の解決に向けた助言を行う。

脚注2 「いじめ解決支援チーム」とは、公立学校におけるいじめ対応機能の充実

を図り、児童生徒のいじめ問題解決の支援を行うため、平成25年4月4日、県教育委員会に設置したものを。

脚注3：「学校問題解決支援チーム」とは、保護者、地域住民等から公立学校へ寄せられる様々な要望や要求のうち、学校が単独でその対応に苦慮する事案に対し、弁護士、医師、臨床心理士等が適切に対応するために、平成22年9月1日、県教育委員会に設置したものを。

(3) 再調査のための機関

① 再調査機関の設置

県立学校又は県教育委員会並びに私立学校又は学校法人が行った、いじめの重大事態の調査結果について、知事が必要であると認めた場合には、法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づく再調査を行うための機関を設置する。

② 再調査機関の構成

弁護士、医師、臨床心理士及び学識経験者等で構成する。

(4) 基本的施策

いじめの防止等のための基本的施策については、県は次の観点から実施するものである。

① 財政上の措置等（法第10条関係）

・ 県は、いじめの防止等の対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

② いじめに関する通報及び相談体制の整備（法第16条第2項関係）

・ 県教育センターにおける教育相談、24時間いじめ相談ダイヤル、ネットいじめ相談窓口や市町村が設置した相談窓口等の周知や相互の連携が円滑に進むよう必要な措置を講ずる。

③ 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携（法第17条及び第19条第2項関係）

・ 連絡協議会を設置し、関係機関や地域との連携により、学校におけるいじめ事案に対処する取組が効果的かつ円滑に進められるよう支援する。

④ 人材の確保及び資質の向上（法第18条第1項関係）

・ いじめの防止に関し蓄積したノウハウやいじめの問題への新たな調査・研究を活用した研修事業の充実により、いじめ問題に適切に対処できる人材の育成と、教職員の資質向上を図る。

⑤ いじめの防止等のための調査研究の推進等（法第20条関係）

・ いじめの未然防止のための実践事例や、いじめの事案への具体的対処事例の集積と分析を進め、学校現場にフィードバックすることで各学校における取組を支援する。

⑥ 広報・啓発活動（法第21条関係）

・ いじめの問題は、大人たち全員の課題であるとの意識を持ち、家庭や地域など子どもに係わる全ての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて、「い

じめをしない、させない、許さない」社会の醸成のための広報啓発活動等を行う。

- ⑦ 県の基本方針の内容の点検と見直し
- ・ 県の基本方針に位置づけた施策・措置の取組状況について点検し、国の基本方針の改定や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行う。
- ⑧ 重大事態への対処
- ア 県立学校を設置する地方公共団体の長
- ・ 第28条第1項に定める「重大事態」発生の報告を受けた知事は、当該事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、学校の設置者又は学校による調査の結果について再調査を行うことができ、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
 - ・ 再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- イ 私立学校の所轄庁である知事
- ・ 「重大事態」発生の報告を受け、対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、学校の設置者又は学校による調査の結果について再調査を行うことができる。
 - ・ 再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人やその設置する学校が重大事態への対処又は同種事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、適切に対応する。
- ⑨ 市町村教育委員会及び市町村が設置する学校に対する指導、助言又は援助
- ・ 市町村教育委員会及び市町村が設置する学校から要請があった場合は、スクールカウンセラー等の心理・福祉等に関する専門的知識を有する者や、いじめの防止を含む教育相談に応じる者、いじめ解決支援チームの派遣等必要な措置を講ずる。
- ⑩ 私立学校主管部局の体制
- ・ 私立学校において重大事態があった場合は、私立学校主管部局（生活環境部私学振興・青少年課）において適切に対応する。

2 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）が実施すべき施策

- (1) いじめの未然防止のための措置（法第15条及び第19条第1項関係）
- ・ いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域間の連携の強化、その他必要な体制を整備する。
 - ・ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教諭、養護教諭その他の教職員を配置し、生徒指導並びに教育相談に係る体制等の充実を図る。
 - ・ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通して、教育相談技能等の資質能力の向上を図る。
 - ・ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験的活動を踏まえた人権教育等の充実を図る。

- ・ 様々な人々との関わりの中で社会性や思いやり、助け合い、支え合いなど豊かな人間性を育むため、地域交流や職場体験、あいさつ運動、ボランティア活動等の充実が図られるよう支援を行う。
 - ・ 児童生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、かつ、効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。
 - ・ 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるよう「芯の通った学校組織改善プラン」に基づき、学校マネジメントを担う体制の整備を図るよう支援する。
- (2) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）
- ・ 定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談等によるいじめに関する情報の把握と取組内容の点検を行い実態把握に努める。
 - ・ 児童生徒、保護者並びに教職員がいじめに係る相談ができる体制を整備する。
 - ・ 心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーなどのいじめの防止を含む教育相談に応じる者を確保、配置するよう努める。
 - ・ 県教育センター教育相談部や24時間いじめ相談ダイヤル、ネットいじめ相談窓口その他各種相談窓口の周知を図る。
 - ・ いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の実施や県教育委員会作成の「いじめ問題対応マニュアル」（平成25年5月）の活用など資質能力の向上に向けた必要な措置を行う。
- (3) 関係機関等との連携
- ・ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校評議員、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築するための取組を行う。
 - ・ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、当該児童生徒及びその保護者に対する支援や指導を適切に行うことが出来るようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。
- (4) 重大事態への対処（学校の設置者又は学校）
- ・ 学校の設置者又は学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに調査のための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (5) その他
- ・ 県教育委員会及び学校法人は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、迅速で適切な対応ができる学校を評価するよう留意するこ

と。

また、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。

- ・ 県教育委員会及び学校法人は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、教育活動全体をとおして、日頃から児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を行う教員を評価するよう、教員評価への必要な指導・助言を行う。

3 学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

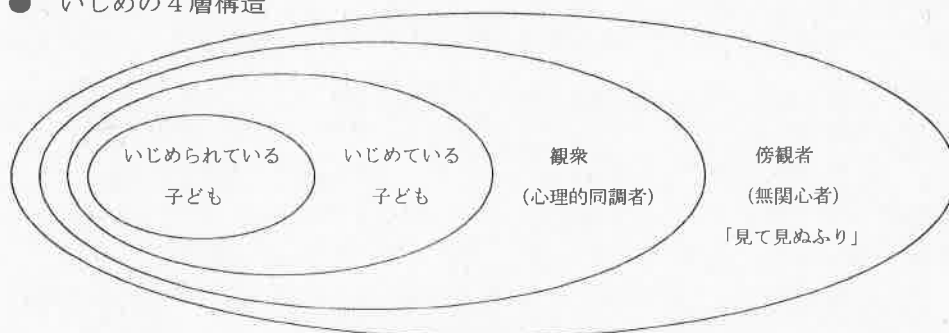
- ・ 各学校は、国又は県の基本方針を参酌して、自らの学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うか等の基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定めることが必要である。
- ・ 学校基本方針の策定に当たっては、保護者や地域の方々の協力を得て、「どのようにしていじめの防止と早期発見をするのか」「学校がどのような児童生徒を育てようとするのか」「教職員は何をすべきか」「保護者や地域はどのように協力するのか」「関係機関との連携はどのようにあるべきか」等地域を巻き込んだものとするほか、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒がいじめの防止等について主体的かつ積極的な参加が確保できるように努める。
- ・ 各学校は、策定した学校基本方針を学校のホームページ等により公開し、保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携していじめの防止等に取り組む。

(2) いじめの未然防止のための取組(法第15条及び第19条第1項関係)

- ・ 全ての児童生徒を対象に「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図り、重大な問題と捉えられるよう子どもを育成する。
- ・ いじめを生まない学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化を図る。

- ・ 地域交流、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通じて、自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を構築する態度など道徳性・人権意識を育む取組により、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、誰もが活躍できる機会や自己有用感、充実感を感じられる学校生活、風土づくりを推進する。
- ・ いじめに対してはやし立てたり面白がったりする「観衆」や、暗黙の了解を与える「傍観者」にならず勇気を持っていじめを止め、いじめをゆるさない集団作りに取り組む。
- ・ 教職員の資質向上のための研修会の実施により、児童生徒が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期に把握し、早期に対応するスキルアップに努める。
- ・ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、児童生徒との信頼関係の構築に努め、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ いじめが「発生してから対応する事後対応」から「問題が発生しにくい環境を醸成する未然防止」という考えの下、全ての児童生徒の健全な社会性を育むことにより、被害者を守るという意味の未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止対策を推進する。

● いじめの4層構造



1986 大阪市立大名誉教授 森田洋司

(3) いじめの早期発見のための取組 (法第16条関係)

- ・ 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、日頃から児童生徒の日常の行動や生活の様子に目を配り、見守りや観察を行うとともに、児童生徒が示す変化や危険信号などのサインを見逃さないように注意を払う。
- ・ いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知するように努める。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えや

すい体制、環境を整え、いじめの実態把握に努める。

- ・ 児童生徒からの相談や聴き取りについて、児童生徒が希望する教職員やスクールカウンセラー等が対応できる体制の構築に努める。
- ・ 保護者が、児童生徒がいじめを受けていると疑われる様子がある時に、相談するための学校における相談窓口を設け、その周知を行う。

(4) いじめに対する措置（法第23条関係）

- ・ いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに事実を明らかにするとともに、担任など特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの問題の重大性を全教職員で共通理解し、校長を中心とした組織的な指導体制を確立する。
- ・ いじめがあったことが確認された場合には、学校は、いじめを受けた児童生徒を最後まで守り通すことを旨として、平穏な学校生活を再開できるよう当該児童生徒及びその保護者に対して必要な支援を行う。
- ・ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに説明し、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、関係機関・専門機関との連携の下に必要な指導や支援を継続的に行う。
- ・ いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、当該行為が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど適切かつ毅然とした指導を行う。また、当該児童生徒の家庭環境や人間関係などによるストレス等いじめ行為に至った背景を把握のうえ再発防止措置を図りつつ、いじめの状況に応じて、心理的孤立や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、指導計画による指導（出席停止等を含む措置）のほか、警察等との連携による措置も含めた指導、助言、支援を行う。
- ・ いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、適宜適切な指導と支援を行う。

(5) 関係機関との連携

- ・ 「学校と警察の連絡制度」を積極的に運用するとともに、警察官経験者であるスクールサポーターや県警察フレンドリーサポートセンター等を通じて警察との情報共有を図るほか、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得ながら、児童生徒の早期の立ち直り支援に努める。
- ・ 児童生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ・ 県教育センター教育相談部、24時間いじめ相談ダイヤル、ネットいじめ相談窓口、大分地方法務局「子どもの人権110番」など学校以外の相談窓口について周知や広報を継続して行う。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童生徒や保護者に対し、企業やNPO法人等との連携による情報モラル講習や啓発活動を行う。
- ・ 保護者や地域住民の学校運営への参画を促し、学校が抱える課題を共有し、地域

ぐるみで問題解決する仕組みづくりを推進する。

- ・ 地域で子どもを見守り育てる輪を広げるため、地域交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や地域の文化芸能等の行事等を通じて地域の方々とふれあいうる機会を増やす。
- ・ いじめを行った児童生徒に対し教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校は所轄警察署と相談して対処する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成（法第19条関係）

- ・ 「情報」等の授業を通じて、これからの情報化社会の中で生きていくために必要な情報を発信する責任や自ら情報の必要性を判断する能力を身につける情報モラル、情報リテラシー教育の充実を図る。また、専門的な知識を持った業者等の協力を得ながら、様々な機会を使って、SNS等の利便性や、その裏に潜む危険性、ネットによるいじめ等のトラブルへの対処法等についての学習を推進する。
- ・ 教職員は、アンケート調査や教育相談等の機会を利用し、児童生徒のSNS等の利用実態やその中での人間関係の積極的な把握に努め、些細な兆候や情報であっても、いじめに関わる内容を把握した場合は、情報の共有を図り、ネット上のいじめが顕在化しにくいという特性を十分に理解した上で、通信事業者等と連携を図りながら、関係する児童生徒に対する指導を適切に行う。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等に対しては、問題の箇所を印刷、保存する等の措置を行った後、被害の拡大を避けるため、削除等の措置を講ずる。また、必要に応じて、警察や地方法務局等と適切な連携を図る。

(7) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめの事案に迅速、的確に対処するため、法第22条に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設するものとする。

② 組織の構成員

- ・ 組織の構成員は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへ

の対処等に関する措置を実効的に行うため、校長以下複数の教職員のほか、心理・福祉等の専門的知識を有する者や、スクールサポーターなどの外部専門家が参加する構成とする。

③ 具体的な組織の役割

学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための対策等に関する取組の中核的な役割は以下のとおりとする。

- ア 学校基本方針の策定及び方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ 学校基本方針の策定や見直し、進捗状況の確認や、いじめへの対処がうまくいかなかった事例の取組等をPDCA（Plan（計画）、Do（実行）、Check（確認）、Action（行動））サイクルで検証する。
 - ・ 組織を機能させるにあたり、適切に外部専門家等の助言を得ながら機動的に運用できるように構成員による全体会議と関係者会議等の役割分担を行う。
 - ・ 組織における複数の教職員については、学校の実情に応じて決定し、個々のいじめへの対処にあたり関係の深い教職員を追加する等柔軟な対応を行う。
- イ いじめの相談及び通報への対応
- ・ 児童生徒や保護者、地域住民等がいじめの相談や通報が容易にできるよう、窓口や手順、方法等を明確にする。
- ウ いじめや児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録及び情報の共有
- ・ 些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを一人の教職員が抱え込むことなく組織に報告・相談のうえ、集積された情報は、個々の児童生徒ごとに記録化し、複数の教職員が個別に認知した情報とを集約のうえ共有化を図る。
- エ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時は緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有と支援の体制、対応方針の決定を行う。
- オ いじめを受けた・行った児童生徒に対する指導及び支援並びに保護者との連携
- ・ 関係ある児童生徒への事実関係の聴取と指導、支援並びに保護者に対する情報提供と連携を図る。

第3 重大事態への対処

1 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）又は学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の

発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

学校に在籍する児童生徒が、いじめを受けて重大事態（法第28条第1項の規定による重大事態をいう。以下同じ。）に陥った場合、学校は、地方公共団体の長（私立学校は、知事）に、重大事態の発生について報告するとともに、学校の設置者又は学校は、重大事態に対し、同種の事態の発生の防止に資するため、できるだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) 重大事態の意味

- ① 法第28条第1項各号に規定する「いじめにより」とは、児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ② 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、
 - ・ 自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 などが想定される。
- ③ 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断により迅速に調査に着手することが必要である。
- ④ 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと捉え、報告・調査等に当たる。

(3) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県立学校は県教育委員会を通じて知事に、私立学校は私立学校主管部局（生活環境部私学振興・青少年課）を通じて知事に事態発生について

報告する。

なお、市町村教育委員会は、重大事態が発生した場合は、市町村長のほか、重大事態の対処に向けた支援、助言等を迅速に行うため県教育委員会にも報告する。

(4) 事実関係を明確にするための調査

① 調査の趣旨及び調査主体

- ・ 学校から報告を受けた県教育委員会及び学校法人は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするか判断する。
- ・ 学校が主体となって調査を行う場合、県教育委員会及び学校法人は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。
- ・ 県教育委員会及び学校法人が主体となって行う場合とは、学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合をいう。

② 調査を行うための組織

ア 学校が調査主体となる場合

- ・ 法第22条の規定に基づき、学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、調査組織を設置して行う。
- ・ 当該重大事態の性質に応じて、外部から専門的知識、経験等を有し、かつ、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係、利害関係を有しない第三者を加える等、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・ 県教育委員会及び学校法人は、必要に応じて学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行う。

イ 県教育委員会及び学校法人が調査主体となる場合

- ・ 学校を設置する県教育委員会及び学校法人が行う調査は、県教育委員会及び学校法人の下に適切な調査組織を設置して行う。
- ・ 市町村立学校で発生した重大事態について、市町村教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会は、市町村教育委員会教育長の要請に応じて必要な協力を行う。

③ 調査の実施

- ・ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。
- ・ 調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査すべきであり、当該調査が、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

- ・ 調査を実効性あるものとするため、学校の設置者又は学校は、たとえ自己に不都合な事実があったとしても、事実にはっきりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行うものとする。
- ・ 学校の設置者又は学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
 - i) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、原則として在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
 - ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への適切な指導を行い、いじめの行為を止める。
 - ・ いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、学校生活が落ち着いて送れるよう復帰への支援や学習支援等を行う。
 - ・ 調査を行うにあたり、事案の重大性を踏まえ、県教育委員会及び学校法人は、より積極的に指導や支援を行う他、関係機関とも適切に連携し、対応に当たる。
 - ii) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - ・ 児童生徒の死亡や入院など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査方針について協議し、調査に着手する。
 - ・ 調査は、原則として、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査により行う。

※ 自殺の背景調査における留意事項

- ・ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- ・ 調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・ 遺族が、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案し、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておく。
- ・ 資料や情報については、時間の経過に伴う制約の下で、できる限り、偏りのないものをより多く収集し、それらの信頼性、信憑性の吟味も含めて、専門的知識および経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。

- ・ 学校が調査を行う場合は、教育委員会および学校法人は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行い、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

iii) その他留意事項

- ・ 法第23条第2項に基づき、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じた学校において重大事態であると判断した場合、そのみで重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じ新たな調査を行うこととする。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。
- ・ 重大事態が発生した場合、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあることから、学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。例えば、大分県こころの緊急支援活動チーム（CRT（Crisis Response Team））の活用も考えられる。

(5) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報の適切な提供

- ・ 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかとなった事実（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、適時・適切な方法により説明する。
- ・ 情報の提供にあたり、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供するものとする。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう留意する。
- ・ 質問紙調査等の実施により得られた調査結果は、いじめを受けた児童生徒又は保護者に提供する場合があり得ることを調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、県教育委員会及び学校法人は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

- ・ 県立学校で発生したいじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、

県教育委員会を通じて、また、県教育委員会が実施した調査結果は、直接知事に報告する。

- ・ 私立学校で発生したいじめの重大事態について、当該学校又は学校法人が実施した調査結果は、私立学校主管部局（生活環境部私学振興・青少年課）を通じて知事に報告する。
- ・ 市町村教育委員会が設置する学校で発生したいじめの重大事態の調査結果は、市町村長に報告するとともに、あわせて県教育委員会にも報告する。
- ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付する。その際には、学校の設置者又は学校は、事前にその旨を児童生徒又は保護者に伝えるものとする。

2 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長による再調査及び措置

(1) 再調査の実施

- ・ 重大事態の報告を受けた知事は、法第30条第2項の規定及び法第31条第2項の規定により、報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について改めて調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。
- ・ 再調査を行う機関は、専門的な知識又は経験を有し、かつ当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者とし、当該調査の公平性・中立性を図り、その構成員は、職能団体や大学、学会からの推薦等による弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。
- ・ 調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう留意する。
- ・ 再調査結果についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

県立学校の場合は、知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

私立学校の場合は、知事は、学校法人又は学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、適切に対応する。

なお、県立学校について再調査を行ったときは、個人のプライバシーに配慮のうえ、必要な措置を講じ、知事は、その結果を議会に報告する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

1 市町村に対する要請

県は、市町村に対し、法に基づいた適切ないじめの防止等のために必要な対策を講じるよう要請するとともに、必要な助言又は援助を行うこととする。

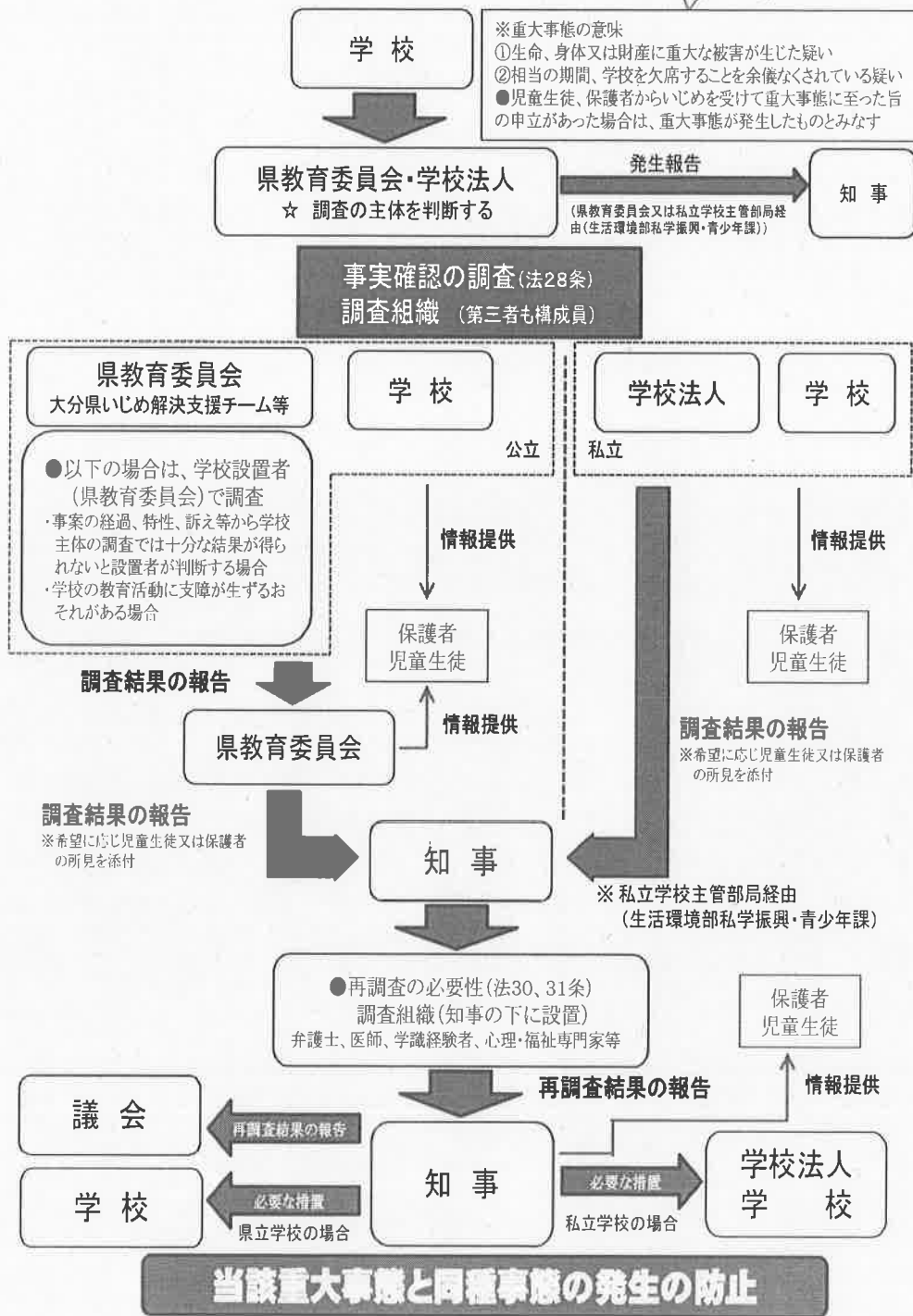
2 学校法人に対する要請

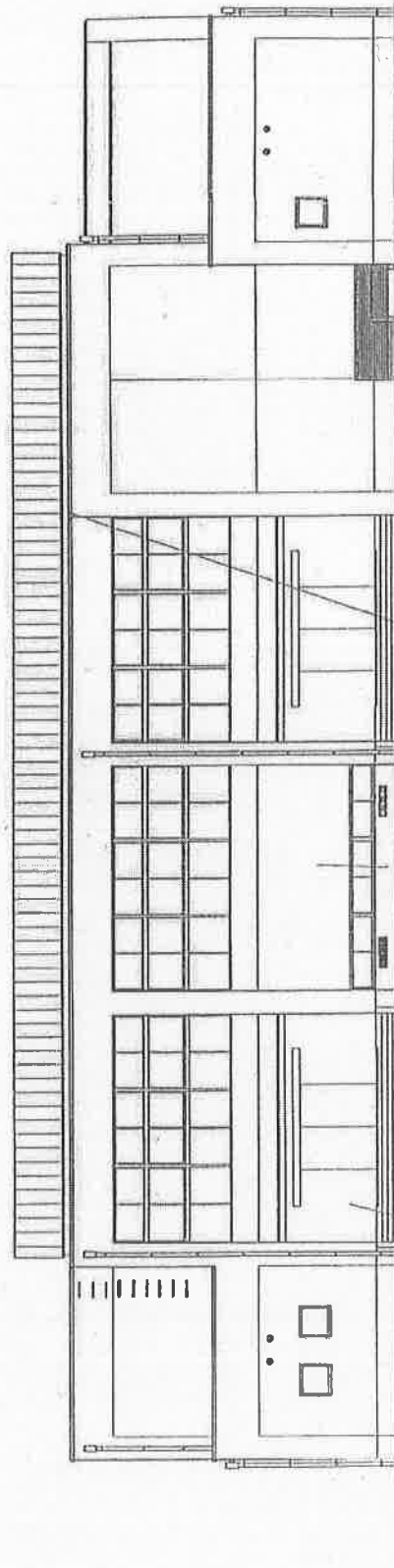
県は、私立学校を設置する学校法人に対し、法に基づいた適切ないじめの防止等のための組織を設置し、必要な対策を講じるよう要請する。

3 いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- ・ 県は、県の基本方針の策定から3年を目途として、国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果について必要な措置を講ずる。
- ・ 県は、市町村における地方いじめ防止基本方針及び県立学校における学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し、公表する。

重大事態発生時の対応





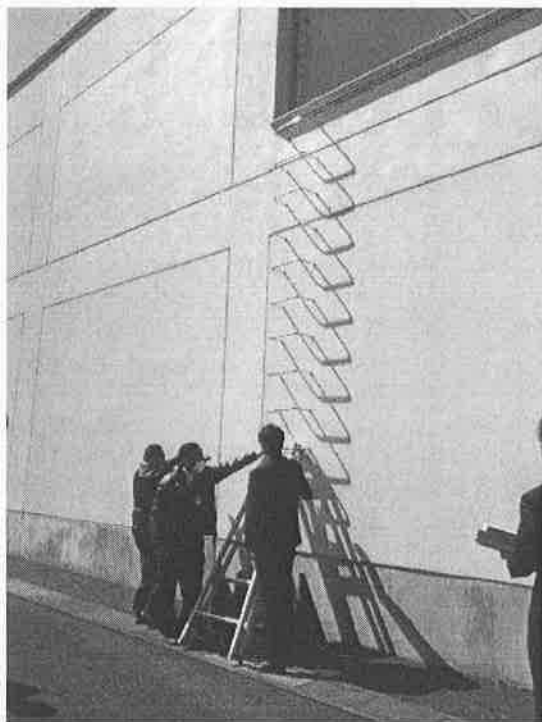
アケシ

ト

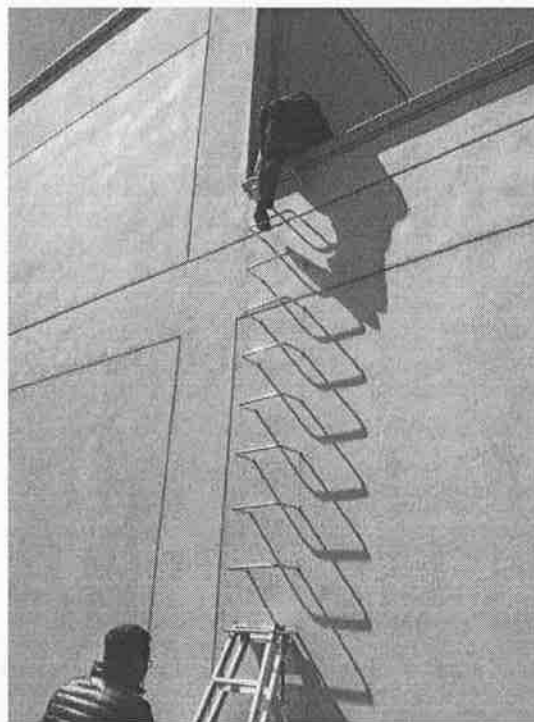
北側立面図 1/200

◎実況見分写真

①体育館東側ハシゴ (メンテナンス用)



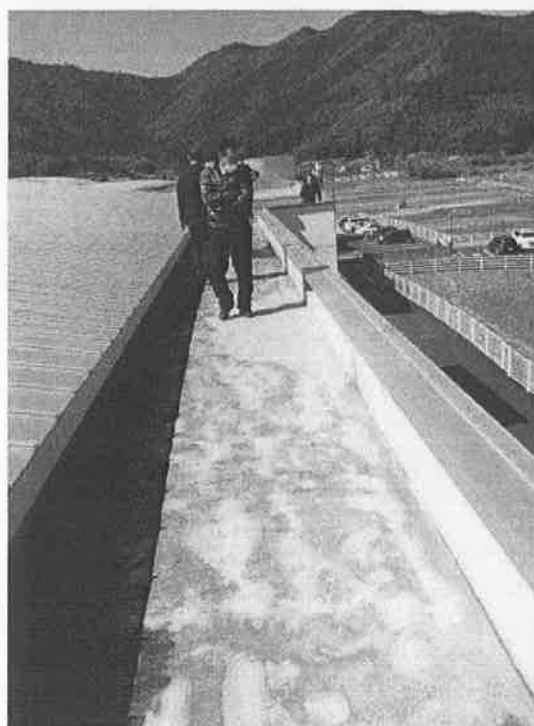
②地上5 mのスペースへ



③さらにハシゴを登り3.5 m上の屋上へ



④屋上メンテ用通路地上8.5 m



◎実況見分写真

⑤足もと高さ 30cm ほど



⑥地上 8.5m 下はアスファルト

